

昭和二十四年三月十九日 昭和廿四年三月二十日印刷
第三種郵便物認可 昭和廿四年三月廿五日發行 (毎月二十五日發行)

第三〇輯 × 第三號 × 昭和二十四年三月一日

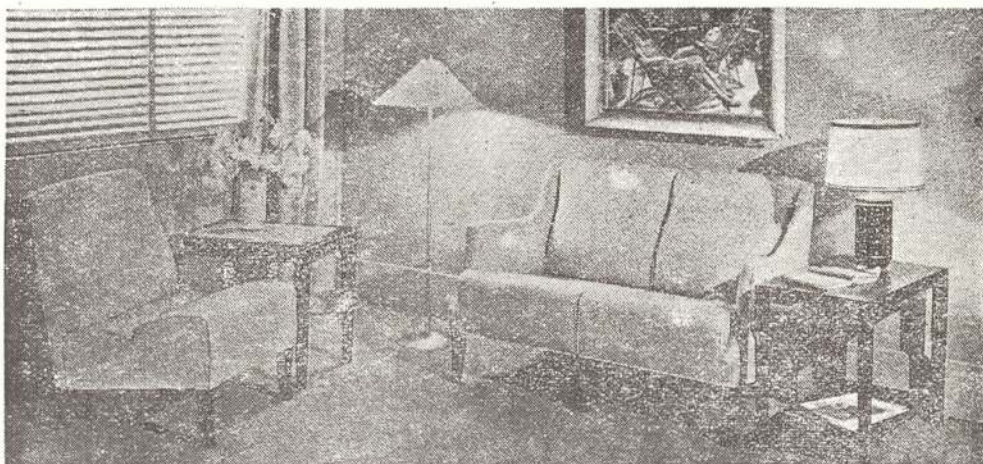
建築(社會)

3

日本建築協會

THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

東京大森 大阪北濱
名古屋驛前 福岡今泉町 札幌南一條



Designing Home Seating

Architectural Recordより

建築と社会

3

1949・3

住宅金庫設置に関する建議	2
アメリカの住宅設備	岸 浩三 3
「色彩構成」について	伊藤正文 6
デペンデントハウスの家具	角尾篤彦 8
大丸のフルーツパーラー	13

クラブルーム

政黨の住宅政策	井内 哲 17
全國郷土玩具の話	松島藤太郎 18
防火建築規則と集團住宅の經濟	越智隆晴 21
法隆寺災す	中村直勝 22
法隆寺金堂壁畫の思ひ出	望月信成 23

法隆寺の鐘	亀田 孜 25
法隆寺罹災雜考	中尾 保 26
科學的なることの意味	野地修左 28
伏 藏	藤原義一 29
法隆寺金堂失火の起因と 再建について	池田谷久吉 30
時 報 時 論	32
もつと強力なものが欲しい	吉田安三郎 34
建築文献目錄	林野全考 36
建築士草案	37
會 務 報 告	40

◆住宅金庫設置に関する建議◆

日本現下の至上命令は、何であるか!!!

といえば、何人も九原則に基づく生産の増強であり、生産の復興であると答えるのは判り切つてゐる。

では、その生産の増強、生産の復興の根本は何であるか?

といえば、適正な資金の充實と整頓した生産施設と豊富な原資材との三者を擧げるのも判り切つてゐる。

だが、これを活かすのも殺すのも實に人である。實に、人こそ、われわれこそ、誠にその根本なのである。われわれは、敗戦後の混乱と食糧地獄とから雄々しく立ちあがつた。われわれは、職場を守り、更に職場を擴充しなければならない。

人による生産増強は、二つの力強い支柱の上に立つ。

實にや、われわれのその日、その日の活動力は食糧の泉から滾々と湧いて来る。明日への活動力は、一夜の安息から安々と蘇える。今や、食糧の方は、前途に光明も漸く見えて來た。

が、一夜の憩の現状は如何であらうか。

聽け!!! 街には戦災者の壕舎からの、海外引揚者の同居納屋からの、更に疎開者の二時間もかゝる通勤の過勞からの痛苦の叫びや、悲慘な聲を。一千万の憩に對するうめきと熱望とは、かの料飲再開を待ちわびる豪華殿堂をよそに、ちまたに満ち充ちているのだ。

楽しいわが家は、直ぐにも建つ。今でも建つ。資材も漸く剩つて來た。勞力も手を擴げて待つてゐる。皆、人々も家を渴望している。三拍子揃えて何時でも建つ。それなのに何故建たないのか?

實に、情ないことには、建てたい人々には金がないのであつた。家材を灰燼にした人、裸一貫で

歸つた人、筭の限りをした人には、余金はない。即ち、最大の、そして最後の、更に最初の隘路は建設資金なのである。建てば、あとは何とかできる、が、着手する金がないのである。これには、國家の暖い手を延ばされなければならない。われわれの提唱力説するのは、實に、この隘路打開策として住宅融資金庫の設置に外ならぬ。

住宅金庫の設置!!! 金庫の具体的内容には、今これに觸れないが、既に、施設充實に復興金庫あり、價格操作に補給金があるのに對して、基本人權を確保する住宅金庫とは、余りにも當然な要望ではあるまいか。

英國の戦後住宅政策を見よ! トルーマンの奇蹟は住宅建設の公約ではなかつたか! われわれは、わが國の有爲な爲政者が萬難を排除して、至上命令たる生産増強の残りの支柱を力強く打ち建てられんことを斷乎として期待する。

以上敢て建議して御清鑑を仰ぐものである。

註

住宅金庫設置問題は既に前内閣時代より叫ばれ今度も建設省案なるものが新聞紙上に發表されたが、大蔵省との關係は誠に非觀的の様である。

此際吾々は極力之が實現に邁進する爲、上記主張の内容により本會主唱の下に、海外引揚連盟、大阪戦災復興協會、各重要産業會社の職組、勞組並教職員組合などと連名で、關係各省、衆參議員等に建議すると共に、政府要路に期成運動を起しつゝある。

然し之が目的達成は目下の所相當難關の狀勢にあるので、全會員の絶大な協力を乞ふと共に、各支部所在の地元有志の強力な援助を得て夫々地元よりも熱烈活潑な促進運動を起されん事を切望するものである。

アメリカの住宅設備

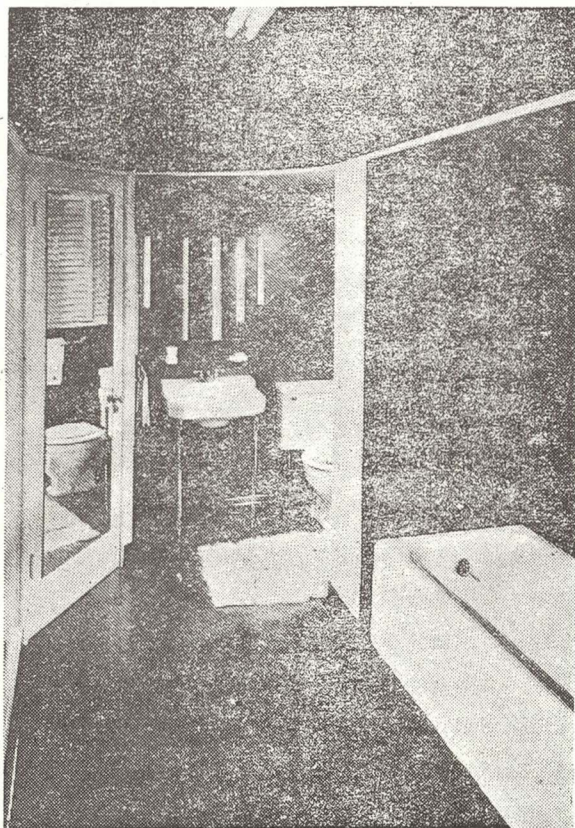
岸 浩 三

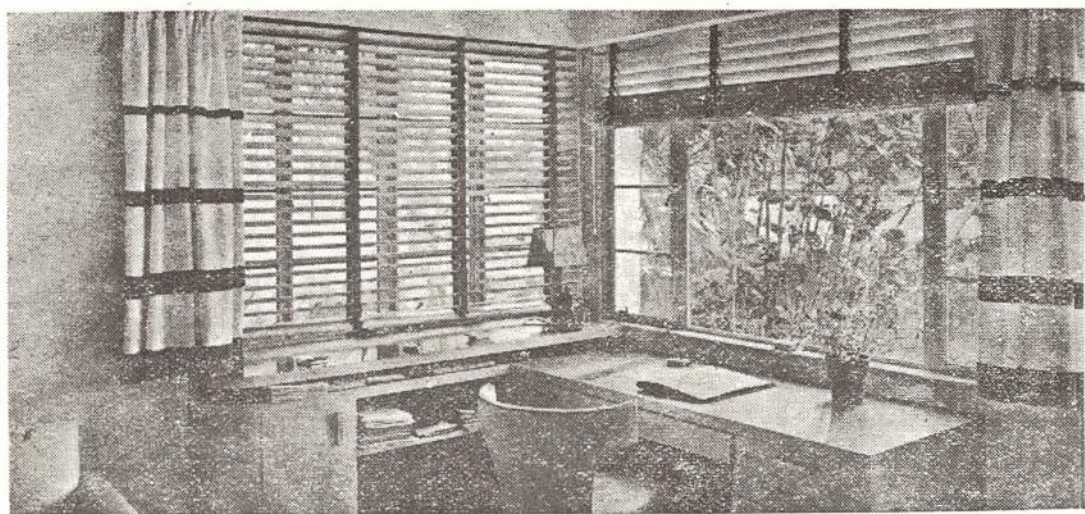
今回アメリカ住宅の設備（主として生活用具に就て）の原稿を書く様に御依頼を受けましたが、御承知の様に現在の米國と吾が國とでは生活様式なり、生活の程度なりが余りにも懸け離れて居り其の上經濟上からも今直ぐ眞似をする事の出来ないものが殆んど全部と云ひ度い位であります。

それで以上に私が一昨々年の夏から一昨年春にかけて、垂水から甲子園までの間の接收住宅を進駐軍將士の住家とする爲に修繕改築等を致しました状況を御傳へすれば、大体にアメリカ住宅と吾が國の住宅との比較が出来る事と思つて簡単に御話し致します。

御承知の様に此の地區は所謂吾が國屈拒の大富豪の集つて居る地區でありますし、その内でも洋館としては第一流のものばかりが接收された次第ですから彼等アメリカ人が住むとしては、建物そのものなり庭園なりは、實に勿体ない程のものばかりであります。彼等の内の大多數は本國へ歸つて是れ丈け立派な建築物に住む事の出来るものではないと信じます。立派な門塀垣や立派な屋根瓦、或は玄関の扉とか窓や扉の一枚硝子或は彫刻等、實質的に生活に關係のないものに莫大な費用が費されて居りますが、生活に直接關係のある衛生設備なり、その他設備に甚だ貧弱でありました。時には温水暖房と『ホットエヤー』設置と兼備して居た處も二三ありましたが、兩者を併用した事は殆ど無いと云ふ有様でありました。特に便所や浴室に暖房施設のない處が殆ど全部でありました。我が國の便所や浴室は入浴と便通の爲でありますので、彼等は性交の後に便所で洗滌する習慣がありますので、浴室（兼便所）は必ず寢室に接して設

けられてあります、従て暖房装置が重要になつて来るのであります。處が暖房施設のない處へ新に『ラジエーター』を取りつける事は困難でもあり又既設の『ラジエーター』に影響する處も多いので電氣『ストーブ』を新設して彼等の要求を充したのであります、狭い浴室では電氣ストーブの置き場所にも困る次第でしたが、反射板のついた電氣ストーブは浴槽のある場所から對角線の終点になる天井の下の壁から浴槽へ向けて装置しました處が、室の對角線が温められますので室内の空氣が自動的に流動して室を速かに暖める事が出来





ました。此の様な窮策を用ひたり致しました。紐育市の『アパート』の如きは、公定の温度より低い程度にすれば家主は司直の手に渡されて罰金を科せられるさうであります。吾が國では暖房と申しても華氏七十度以上にする事はまれでありますが彼等は七十度以上を要求致しますから、其の点で問題が多くありました。

私は神戸ベースの司令官々邸の増築を設計致しました。是は既設の洋館（寺田甚吉氏邸）の外に別棟として（二階に寢室二室・階下は台所と洗濯場）を新築致しましたが、此の建物は窓を二重にして外側は外開き（二枚開き）内側は二枚建引き違ひと致し、夏は内側の二枚の障子は『金網戸』に取り替へる様に致しました。此の二重窓は非常に有効に働きました。

既設の建物から『パイプ』を延長して、『ラジエーター』を準備致しましたが、舊館の暖房に影響なく且つ能率よく効果をあげました。但し二重窓を一ヶ所でも一重にすると直ちに二、三度温度が下降致しました。

今一つ暖房装置と関係のあるものは『カーテン』のつり方であります。多くの接收住宅は『カーテン』を單なる裝飾位に考へてつけてあつた様であります。勿論立派な裝飾品であります、裝飾以外に『カーテン』は暖房装置のわき役を演じて

居る事を忘れてはならないのであります。即ち窓や入口の兩側に下つてゐる『サイドトレーパー』は隙間風除であり、上部に横に懸てゐる『バランス』は上部の隙間風除であり、猶是等は窓え接觸してゐる冷えた空氣の流動を除ける役目をして居ります。従て『バランス』の上は木製の箱型をつけてあるのが普通であります。吾が國の一般の『カーテン』は、『カーテン』の窓の表面との間に空氣の流動を便にする装置となつて居るのが往々にあります。

それから『カーテン』に附隨した問題で吾が國の洋館に少ないのは、所謂『ブラインド』であります。彼等は『ベネチアンブラインド』以外普通吾が國で『ブラインド』と稱してゐるものを『シェード』と稱えて居ります。大体吾が國では日除けの意味で用ひるものが多いのでありますが、アメリカでは中流以上の處では大体に白と青の二枚の『シェード』を設備して、晝間日除けに白色丈けを用ひ、午睡等には白青二者を下げ『カーテン』を下して室内を暗くするのに用ひております。又夜分は内部の人影が白色の『カーテン』に寫りますから、青色を共に使用するのであります。又暖房の補助としては障子や扉の見込みに細い『羅紗』の『テープ』を打つつけたり、『ウエザーズトリップ』と稱して細い角な木片を隙間風を除け

る様に取りつけます。

暖房の次に面倒であり且つ殆ど全部の住宅に欠けてゐたの設備は給湯設備でありました。吾々日本人は、日本人が一番世界中で余計に入浴する様に考へて居りますが、彼等アメリカ人は亦實によく入浴します、但し入浴と云ふより湯で身体を洗ふ事と云ふ方が適切かも知れません、彼等は『シャワー』だけでも充分満足するのです。室内の温度が高いから特別に日本人の様に熱い浴槽につかつて身体を温める必要がないからだと思ひます。最近アメリカの建築の雑誌に出てゐる廣告で『シャワーキャビネット』と云ふのを種々見かけました。丁度自動電話の箱の様なもので、扉つきの既製品で下部は腰湯位出来ると思はれる位のものがついて居ます、浴室の床面積を減らす事からも面白い思ひつきと思つてゐます。

給湯設備の中で問題になつたのは、洗面器と台所の流しでありました。芦屋、御影、住吉方面の大邸宅では『瓦斯の瞬間湯沸』が設備された處が相當ありましたが、充分でないで最初は電氣の湯沸『ボイラ』を設置しましたが、故障又故障で終に堅型の石炭『ボイラ』を使用する事に致しました。

次に問題となつたのは防虫網であります、是は殆ど全部の建物が設備してありませんでした。前記の打出の寺田邸は巻上げ式の實に立派な金網の設備がしてありました。

台所は勿論日米兩者間の習慣も食物も全々違つて居りますから、接收住宅の台所がその儘役に立

たないのは當然であります、設計者が相當苦心して設計してあつた是等の立派な住宅の台所か、やはり舊態依然とした様な清潔を欠いた使用のいたし方で、やはり鬼門には台所は禁物だと考へられた次第です。水槽便所の施設のありました是等富豪の住宅の『セプティックタンク』が、建設以來殆ど掃除をされた事のないのが多かつたのには驚きました。

是等の住宅の大部分が、生活に直接關係のない部分に、大部分の費用が投じられて、眞に必要である方面に使はれて居なかつた事は、吾々の考へて居なかつた敗戦を経験さへれた原因の一つではなかつたでしょうか、と思ひました。

以上申し上げた外に、住宅設備として彼等が使用致しておりますものは、電氣レンジ、電氣冷蔵庫、バキュームクリーナー等ありますが、今一つ最近の生活用具として住宅設備に取り入れられるものは電氣『カミソリ』であります。是を差し込む電氣のプラグは浴室の洗面器の上の右手の壁に設けて、『メデイシンボックス』の外右側に『カミソリ』かけを取りつけて置くのであります。

生活用具として特に申し上げる程珍らしいものではありませんが、吾が國の住宅には姿見の鏡が少い事であります。外國では洋服屋が假縫を致しますにも三尺巾の六尺高さ位の三枚鏡で四方八方の姿が見える様にして居りますが、日本人の服装特に御婦人の後姿がなつてゐないのは、是が原因ではないだらうかと思つて居ります。

(筆者・神戸ベース技術部不動産課主任技師)

營業 日本浪型スレート・大平板 製造販賣 並ニ 工事請負
品目 日本厚型スレート・小平板

日本スレート株式会社大阪工場

東 本 社 東京都中央区銀座七丁目三番地
電 話 銀座 (57) 三二九七 五二九六番
京 工 場 東京都北区豊島七丁目一六番地
電 話 王子 (81) 三二一五 一五番
仙 営 所 仙台市仙臺区中田町一五番地
電 話 中 田 一 五 番

大阪

營業所 大阪市西淀川区千船東二丁目二三番地
電話 淀川 (47) 0888・1869・1908番
西工場 大阪市西淀川区佃町二丁目一五四番地
電話 淀川 (47) 1801・1082番

「色彩構成」について

——工藝、建築、服飾等の基礎的研究として——

伊 藤 正 文

吾々が、色彩構成といふ造形創作の練習方法を知つたのは、1926年であつたと思ふが、ウイナウエルクシユラツテの意匠部員であつたリツチリツクス夫人が、上野伊三郎君と歸朝した時だつた創始者は、フランツチゼツク博士で、前大戦後のウイナの戦災兒童にも、此方法をやつて見て、意外な好成績を納め、ウイン工房のデザインのデツサンとなつたものである。要は形と、色調の創作力の養成法であるが、チゼツク教授の下で模範作品を作り出したのは、リツチ女史であつた。所謂、新藝術が、ウキンからパリーへ、パリーからアメリカへと傳へられたのは、1926年のことで、色彩構成もこの時、チゼツク博士自ら渡米して指導したが、アメリカでの受講者数は何と5万人に上り、遂にサーカスの小屋を借りて收容し、マイクロホンを使つて講演したといふエピソードをリツチ夫人から聞いたことがある。アメリカでは、新藝術の巡回展を催し、各メーカーと協力し博物館協會あたりの後援で、潑刺とした新工藝美が、廣められて行つたのだつた。之に伴つて、色彩構成の研究法も盛になり、現在歐米の新工藝教示の基礎条件にもなつて居るようである。

吾國では、畫家の足立源一郎氏が、ドイツのバウハウス式の色彩構成を自由學園工藝部の教育に取入れたのと、大阪の丹平にあつた建築工藝技術研究所の女性に、リツチ夫人が直接指導したのが初めであつた。

畫壇では、立体派のブラツク等が、パピエ、コレと稱した貼紙制作の試みがあつて、壁紙の斷片を台紙に貼つては、畫面構成のヒントを握んだと

いふが、リツチ夫人の傳へたウイナ直系の方法も、單に工藝的な圖案構成のみでなく、一つの美術として成立する。構成される畫面からは、見る者に色々の感動を與へる。一つの繪畫的制作品なのである。近頃の雑誌でよむと、老齡の畫家マチスが、リビエラで作つてゐる色紙の切抜細工といふのも、矢張この一種なのである。マチスの作品ならずとも、作者独自の創作の美しさがあらはれて來る藝術なのである。と同時に造形創作での新しいデツサンである。ウイナでチゼツク博士が兒童に試みたのは、無邪氣で純眞な小供の世界が、空想のまにまに創造され、數年後少年達の制作能力が驚く程進歩したといふことである。最初チゼツクが創始した頃のヨーロツパは、日本美術の研究時代であつたから、日本の小供の折紙細工が、千代紙の貼合せ等、幼稚園のやり方が、傳へられたのではあるまいかと想像しても見るわけである。しかし、日本のそれとは、まるで違つた高度の大人の仕事になつてゐるのである。幼兒の色紙細工と混同早合点すると間違ひである。しかし小供にも適用して面白く、自由に目茶苦茶なものを作らせてゐる中に空想力を豊かにすることが出來ると思ふ。小供には未だ幾何學的な概念がないから、單純な、丸や四角や三角といった工合に、色紙を並べさせる方法からやるのがよいと思ふ。大人の場合でも、色彩の調和だの形態のバランスだのを先に教へて既成の美學的觀念を與へない方がよい。殊に日本人は、何の藝道でも、理論が入りたがり、理論だけでファンタジーのない模倣作品ばかり出來易い欠点が多分にあるからである。

又、作品を通じて、どんな感情が盛られるかといふことは重大なことである。工藝的には、どんな品物の、どんな部分になるかといふことも、考へられてよい。概して、日本工藝の古い形式では純粹繪畫のように、観る者にある感動を與へる繪や模様がなく、單なるポスター圖案や商品の表面の圖案のようになり勝ちであつたために、工藝作品の藝術的價値は、繪畫や彫塑よりも低いものとして評價され易かつたのも無理はないと思ふ。こゝにゆう色彩構成のやり方であれば、一つの繪畫と同一の藝術的價値を表し得ることとなり、新藝術の藝術性が、充分にあらわれてくる。

この練習法による効果は、空想力が發達して、建築形態、室内裝飾、家具、服飾、其他工藝手藝の制作に、獨創的な美を自由に表出出来ることである。しかも、現代世界の新工藝の美的水準は、この教養によつて、ほんとうに認識されるようになり、日本の傳統的な美も、それによつて、正し

く發見されることも確かである。只、表面的に、シニールレアリズムだ、アブストラクトだと形や色の配置を外國雜誌の頁の中に逐ひ求める態度はすでにやめなければならないと思ふ。

只、問題は色彩構成練習の方法と指導と、その指導者である。すでに古い概念でネチ曲げられてゐるような指導者の下からは、何物をも求め得ないし、單なる青年畫家の手先だけの指導は却つて危険なこともあらう。正當にこの道の指導をうけた人々の間から、すぐれた多くの指導者を求めてゆくより方法はないのであるまいか。誤ると、ほんとうに幼稚園作品に下り、獨善的なものになってしまう。

序ながら、リツチ夫人等吾々同人の研究所で、色彩構成展覽會を開いて、研究生の習作品を展示し、いさゝか、斯界に寄與したいと思つてゐる。

(筆者・日本造形文化研究所長・工學博士)

裝飾界のニュー・フェース

編集者のひらつた一つのトビツク・ニュースとしてお知らせしませう。アメリカのスコッチライトと同類の乱反射面に微小な硝子ビーズをプラスチックの土台に無数にはめ込んだもので白エナメルも百倍も明るく光線を反射します。この新しい光--エパーライトの一平方呎の面は二分の一軒の遠方からでもヘッドライトで識別出来て赤、青、緑、紫、金銀等色々の色ができ形はどんなにでも出来ます。

又風雨に曝らされてもその光輝を失ふとか損することなく、十数年使はれてゐる硝子玉で出来た鐵道踏切等の道路標示や最近車輛の後尾に附けられてゐる赤硝子の反射板の六十倍の強い反射を持てゐます。然も廣角度強力乱反射体ですから何處から光があつても少しの光でよく反射するわけです。今後この用途を種々考へる随分廣範圍に面白いものが出来ると思はれる。例へば

(1) 道路標示

水平交叉、曲路、橋梁、絶崖等の指示、驛名、地名の標示、踏切遮斷機に裝置する。方向指示

停車地点の標示、重要建造物又は主要道路の標示、道路工事中の標識、安全地帯、ロータリー等の標示

(2) 車輛標識

貨車、客車等列車の側面に設備して衝突を防止、大型バス、トラック、自動車、荷車の後尾標示、ナンバープレート等

(3) 地下鐵驛構内の告知標示

(4) 空港滑走路の標識、停止地点の指示板

災害に備えて

(1) 救命艇のカイ、救命用浮袋

(2) 消防手警官の帽子又は上着に取付ける

(3) 倉庫内の禁煙標示

(4) 映画館の通路に設備すれば案内ガールは不要になるでせう

宣傳裝飾關係

(1) 廣告看板にペンキ又はラッカーと併用する

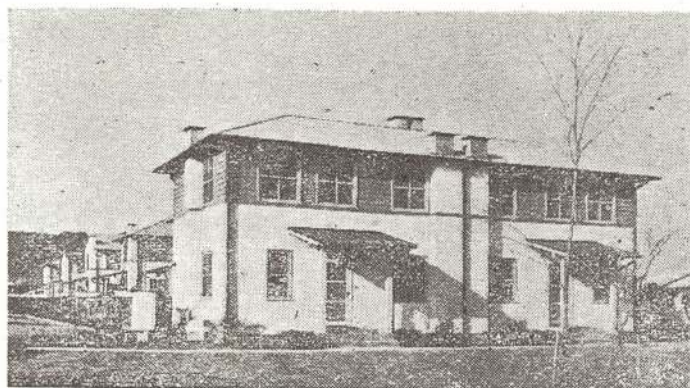
(2) ビルボードに使ふ

(3) レビニエの舞台裝置や踊子の衣裳に使ふ

(4) ボール・ルームのバンドの樂器や樂譜台或はコンダクターの指揮棒に使へば面白い効果を出すことでせう

各人の着想でどんなにでも効果的に使へるから新時代の正しくニュー・フェースと見てよからうと思ふ。

ハウスの家具 デペンデント



角尾篤彦

連合軍の大量の集團住宅とその家具類の發注とは終戦直後の半身不隨の業界に取つては旱天の滋雨ともいふべきものであつて、その生産過程や結果に於て多少の論議はあるとしても再起の力を與へられたことはビタミン剤の注射にも比すべき喜ばしいものであつた。

連合軍家族用住宅は小學校、禮拜堂、劇場、クラブハウス、酒保、給油所、診療所、管理事務所雇人宿舍、消防警官の警備所等を具備した一群の集團住宅であつて都市計畫的内容を持ち全國及南洋の必要都市郊外に幾群かづゝ建設され總數二萬戸に及んだ。これに配備する家具類は昭和21年7月以來、昨23年10月迄三次に亘つて發注生産され住宅以外の兵舎用家具を含めて數十萬点の大量を全國數百工場に於て生産完了した。かゝる大量の家具類が統一された同一設計、同一仕様書の下

に生産されたことは我國に於て未だ嘗て経験したことのない大事業であつた。

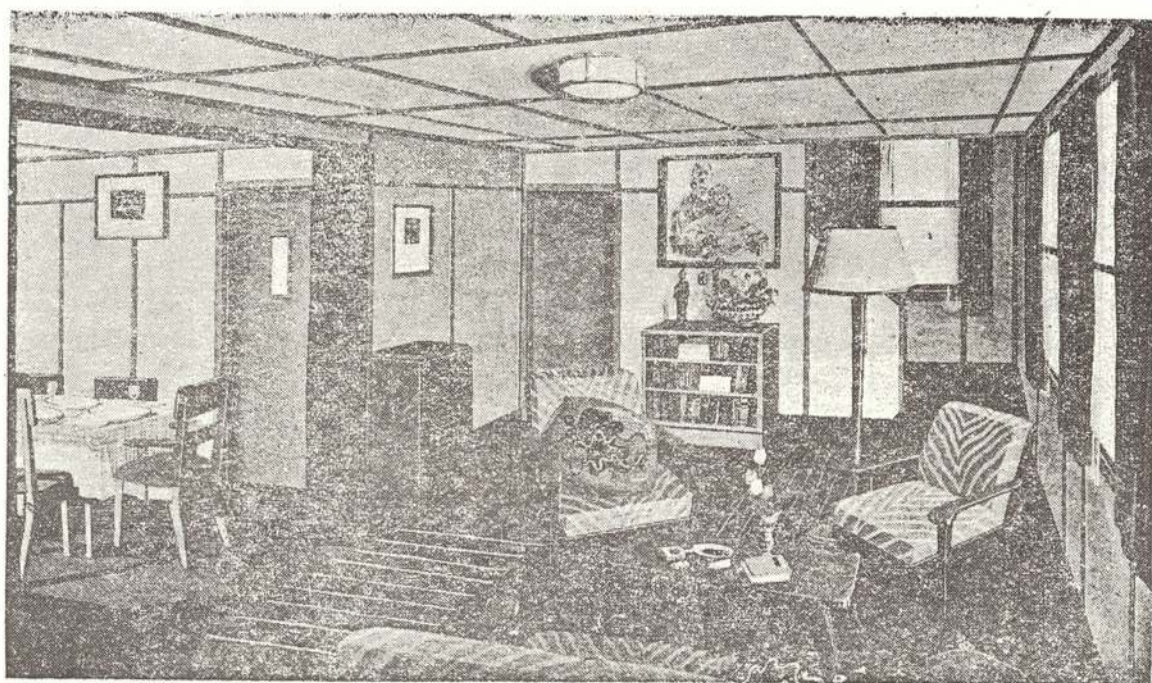
連合軍の計畫方針による。

1. 國產資材と我國の設計、施工技術を以て米人の生活様式を満足させること。
2. 最少限度の資材と經費を以て最短期間に生産し得ること。

の條件の下に家具生産業者は資材面、勞力面、電力面等の非常な困難と闘ひつゝ大過なく生産を完了した。お蔭で我國の家具生産者は量産の方式を覚え技術の水準を國際的地位迄高め終戦直後の危機を切り脱けることが出來た。

家具類を收容する室の大きさと建築の面積との比率は次の通りである。(デペンデント、ハウシングに依る) 各單位住宅面積及各室面積及其の百分率(單位平方尺)

種別	全面積	居間	百分比	食堂	百分比	厨房	百分比	寢室	百分比	浴室(便所)	百分比
A-1型	平方尺 936	平方尺 360	38.4	居間兼 食堂		平方尺 108	11.52	平方尺 336	35.90	平方尺 51	5.44
A-1a型	950	217	22.9	105	11.05	105	11.05	322	33.90	49	5.16
A-2型	1064	340	31.92	55	5.17	99	9.30	432	40.65	55	5.17
A-2a型	1034	245	23.65	小食堂		128	12.37	408	39.40	51	4.93
B-1型	1170	343	29.3	144	12.30	131	11.20	361	30.62	55	4.70
B-1a型	1344	294	21.85	154	11.45	133	9.87	371	27.60	56	4.16
B-2型	1296	420	32.4	居間兼 食堂		117	9.03	477	36.80	54	4.17
B-2a型	1134	305	26.85	188	17.56	135	11.90	512	45.02	63	5.55
C-1型	1485	392	26.4	居間兼 食堂		126	8.48	583	39.25	47	3.16



この表に示された様に各室は相當の廣さを持つたゆつたりしたものであつて居間は殆んど食堂を兼ねて居る従つて居間と食堂の家具は不可分の關係がある。

私は昭和二十一年夏以來これ等の家具類生産の大阪府に於ける指導と検査を委嘱され幾多の経験と將來への示唆を與へられた。以下簡単にその説明を試みたい。

デペンテントハウスの家具の様に規格のある大量の家具を造るには先づ第一に考へられることは

デザインの問題であつて日本人の普通に考へてゐる所謂洋家具と生活そのものの中に融け込んでゐる米人の使用する家具との間に自ら差異のあることは否めない。幸に此の点はG. H. Q. のクルーゼ少佐のよき指導の下に商工省工藝指導所の設計部のスタッフの次の様な経過と努力を以て三十余種の家具のデザインを完成された。

- 1 1/10縮圖及スケッチ、檢認（訂正、再檢認）
- 2 原寸圖、檢認（訂正、再檢認）
- 3 プリント、



Living Room—Easy chair, Coffee table, Davenport End table.

- 4 試作、 検認（訂正、再検認）
 5 正式圖、（スケッチ、1/10圖、原寸圖）検認
 6 プリント

かくして發注、生産部面に廻付せられた。此の間に於ける工藝指導所設計部の苦心は容易でなかつた。例へば金屬家具のデザインを提示するとクルーゼ少佐は“駄目だアメリカでは金屬家具は一般に好まれてゐない、百貨店で賣込みに苦心してゐる。クラブとか社交場とかボーテとかなら使はないことはないが先づ家庭用には誰も買はうとしない。”成型合板の家具の設計とサンプルを示せば少佐は笑ひながら“これはモダーン過ぎる、私はこれは好きだ、フィンランドのアルトがこうした家具の展示會を1937年シガゴで開いたことがあつた、非常な人氣で彼の設計になる家具はみな賣れて行つた、或る者は安い点から、或る者はかけ心地のよい点から引つ張り風であつた、大量生産が出來、安價に賣ることが出來、然も機能の勝れたこうしたものは確かによい、私は好きだ然し一般の人——まだ多くの人々には判らない、やつぱり彫刻のついた所謂何々スタイルと云つたものを欲しがつて居るのだよ。”

そこで設計部の人々は歐州の狭小な土地で生れた機能主義はアメリカの様な曠大な土地では通用し



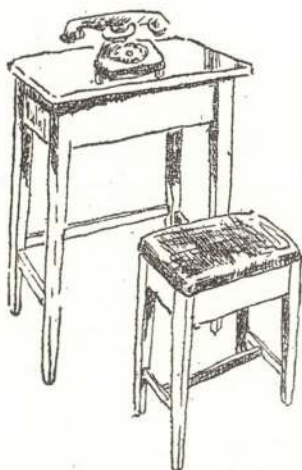
Living Room—Writing table and chair, Bookcase.

ない、人間の感覺を分解したり解剖したり、精神がどうの、使ひ勝手がどうのといふ理論から引きづり出される機能主義でなくして今生きてゐる人間を肯定しその人間の全精神全肉体が良しとするものを受入れて行く實際的、實質的、即物的な行き方を取つてゐるのであると云ふ結論に到達して現在生産されてゐる實物が示す様な重厚でない、明るいスツキリした三十余种の家具の設計が出來上つて全國數百の生産工場へ商工省内特殊家具生産協力會を経て配布された。

さてこれが生産に移されて見ると商工省の充分の調査に基いた生産計畫ではあつたが幾多の隘路が横つて居つた。資材面では木材、合板、接着劑塗料、金具、釘、纖維材料等あらゆる材料が極度に不足し加工が進展せず良品が少ない。乾燥木材



Dining Room—Side board, Dining table and chair.



Telephone table and stool.

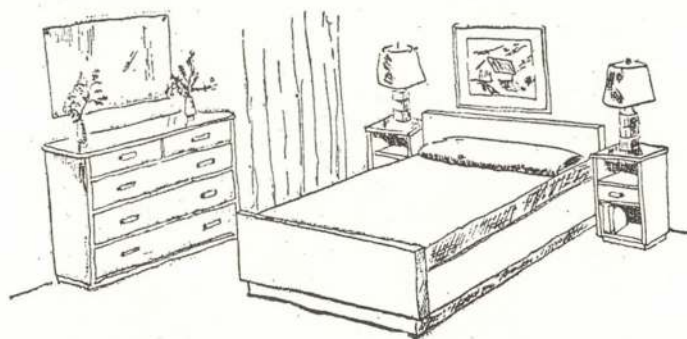
が貧困で大量の乾燥が急速に出来ない状態にあり優良都市生産工場は大部分焼失して終戦後歸参した優秀工員は家内工業を営み大工場には未熟練工のみが多く残つて居ること。都市工場と地方工場の技術差の甚だしいこと特に塗装技術に於て確信を持つ工場が殆んどなく。量産的の設備や治具設備が極めて貧弱不完全であり、其他終戦後の食糧疎開、交通、電力、物價問題などが生産意欲に複雑にからみ合つて第一次發注の納入は遅々として進まなかつた。技術者の不足は設計圖や原寸圖を完全に讀む者が少なく、仕様書を形式視して勝手に仕様をかへたり、寸法の誤差のあるものを平氣で造つたり、甚だしいのは塗装のラツカーの使用法を知らぬ工場すらあつた。これ等を設計と仕様



Bed Room -- Dressing table and stool.

書に合格する水準迄引上げる爲には工員と膝を交へて懇談したり、流れ作業の班の編成や治具の作り方、塗装の實習、木捻の締め方迄一々手を執る様にして完成を促進した。第二次發注以後はこの第一次生産の経験で漸次滑らかに進行した。幸にして各工場主、工員、従業員諸氏の理解ある協力によつて、今日迄の發注の生産と検査を完了し、その品質も略々國際水準迄向上せしめ得たことは吾々直接指導者として感謝に堪えない。

クルーゼ少佐の言を借りて附言すれば“アメリカの家具には四つの階段がある。一つは余りよくない家具で安くて三年位で毀れてしまうといふやつ。次は割合よいデザインで大量生産の出来る程度のもの。それからもつといふ材料でいふ仕事を



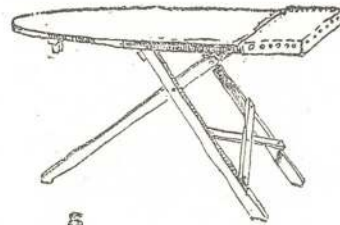
Bed Room — Chest of Drawer, Bed, Night table.



7

Kitchen table and stool.

した良いもの。その上が本當に良いもの、これには限りがない。量産とか量産でないとかはぬきにして本當によいもの……品物を見ればよく判るのだがネ。其中で……こゝにあるものは下から三番目のものだらう。悪くはないよ。”と指導所の金子君に云つてゐる。アメリカの最上級迄は行かなくとも、その次位迄は漕ぎつけた譯である。これ



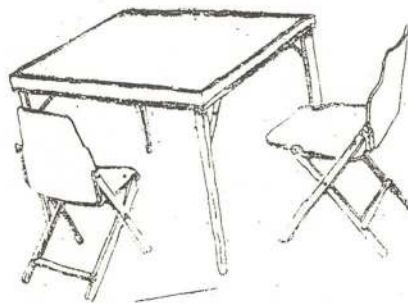
8

Ironing board.

によつて終戦直後の氣息奄々たる木材工業が息がつけ、技術の修業となり、戦後の日本でも本格的な良い家具が出来る様になつた打つてつけの仕事であつたと思ふ。

本文の主なる家具は工藝指導所の寫真とスケッチを借して載せた。

(筆者 元大阪府占領軍宿舍用家具生産協力會指導員 現大阪府立女專門學校講師)



Bridge table and Chair.

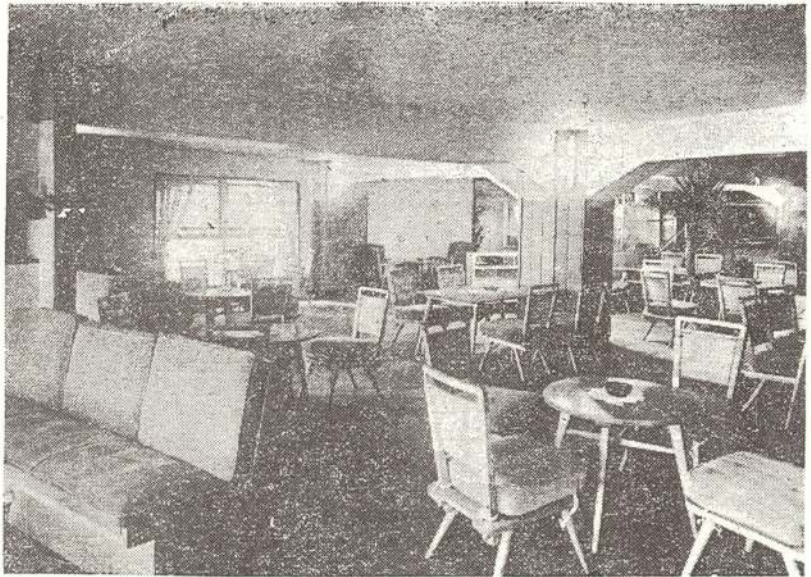
東洋建築株式會社

(舊東洋木材株式會社土建部)

代表取締役 赤 松 修

本社 大阪市南區心齋橋筋一丁目一一八(大丸六階)電話南(75)2347—2349番
東京支店 東京都千代田區丸ノ内ビル四〇三號電話丸ノ内3251番

大丸フルーツパーラー



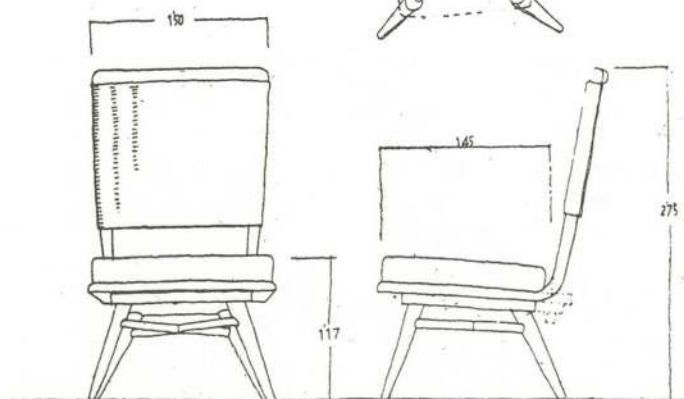
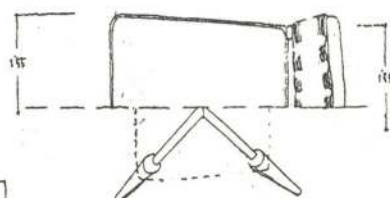
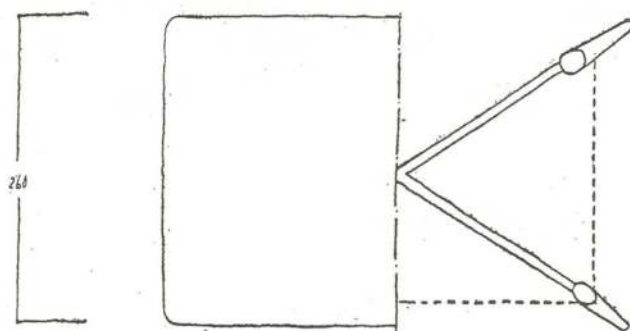
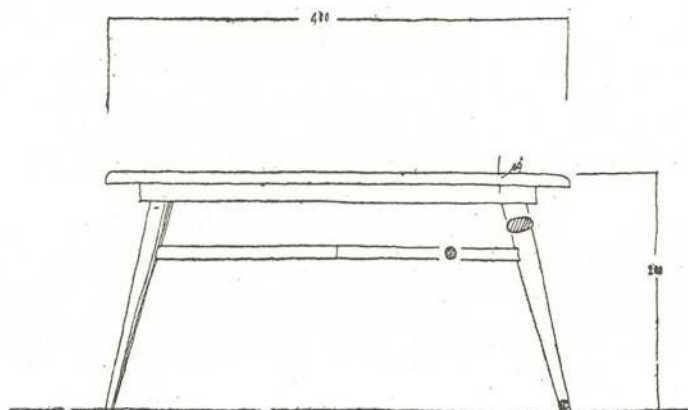
室内

高級なフルーツパーラー、將來は簡単なグリルにも使へる様に考へて欲しい。そして百貨店の性質から工期を出来るだけ短縮しなければならないといふのが與へられた條件であつた。さらに他の店内の調子とを巧くマッチさせないと工合が悪いといふことも考へられたが、在來のどちらかと云へばオーバーデコレーションを一撤し、そういふ顧慮を無視して極端なコントラストをとつてもいいのではないかと考へた。と云つてこの種の室内裝飾の傾向として最近隨所に見られる所の非常に限定されたエキセントリックな美をねらふつもりは少しもない。勿論ダリイズムがアメリカのコマーシャルイズムに見事に食ひこんで行く過程を注目しない譯ではないが普遍化された現實的な感情、通俗的なセンスを無視する譯にはいかない。美が純粹であり抽象的であることと現實的でなければならないといふことの解決をどの様にして求めるか。やはり作爲的でない素朴なものへと云ふ極めて平凡な結論へ導く他にない。

天井が極端に低い所から家具の高さを低くし従つて横にはゆつたりしたものを。これは結果的にもつと低くしてもよかつた様だが、部屋の性質上安當な所だと思つてゐる。照明は天井をさけて柱と壁に蛍光灯を直接取付けた。床はうんと上等にして寄木張りで絨氈でも敷く位にしたかつたが工期と豫算の関係でリノタイル敷。これも資材の関係で思ふ様な色のものが揃はなかつた。元々壁や天井に金をかけるよりは床の仕上と家具に力を入れる方がいいのだが。クロークルームやロンデ風の場所をつくつたのは將來のグリルへの轉換を考慮したので、椅子の配置は成るべく各グループが獨立した様な氣分を出す爲、この種のものとしては贅澤で收容人員の点ではかなり損をしてゐる。全体的にアットホームな感じを出したつもり。色調は大體グリーンシルバー系統。

机

桜
クリヤラツカー仕上
ゲ



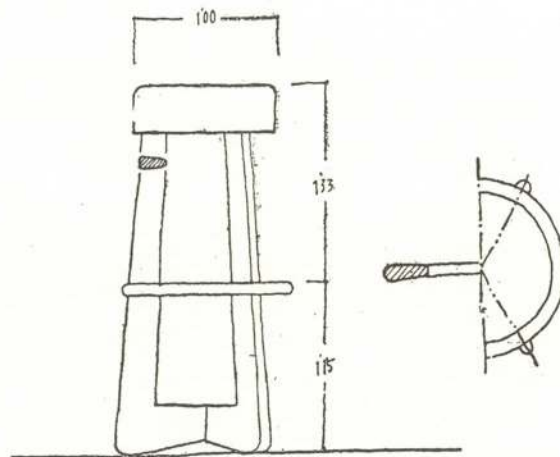
小椅子 材料は桜 クリヤラツカー仕上ゲ 置きクッションはグリーン系統のモケット、背は籐心
 実施のものは背と台とのコネクションが厄介なので点線のように変更、従って背の巾を
 縮め全体として小さくした。脚の継ぎも取除いた。



室内 仕切兼用の飾り棚、造付ソファ

材料は櫻 クリヤラツカー仕上ゲ 巾木はアンバー色

エナメルラツカ仕上ゲ ソファークッションはローズモケット

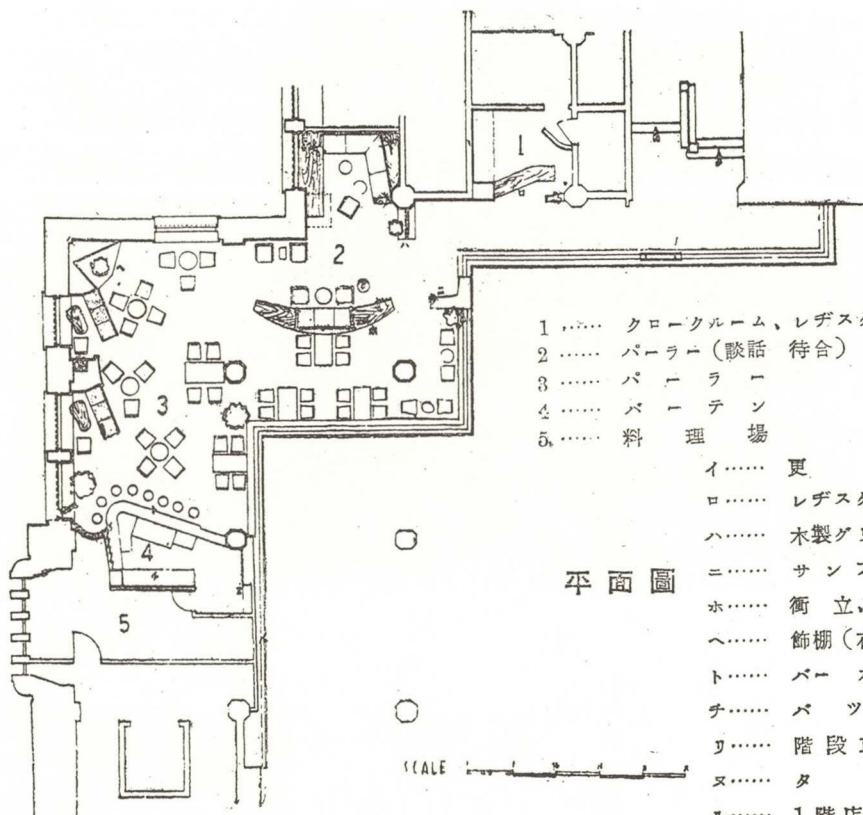


バー用椅子

材料は櫻 クリヤラツカー仕上ゲ

足繼ギ 真鍮アルミニウム鍍金仕上ゲモケット使用

實施の場合は三本脚を四本にした。



場所 大丸大飯店中二階
 設計 彦谷邦一
 施工 造作 竹中工務店
 家具 大丸木工廠
 面積 約 五十坪
 内部仕上

床一リノタイル張、グレーとライドグレーの市松貼、コーナーにグリーン・ブルーを入れる。

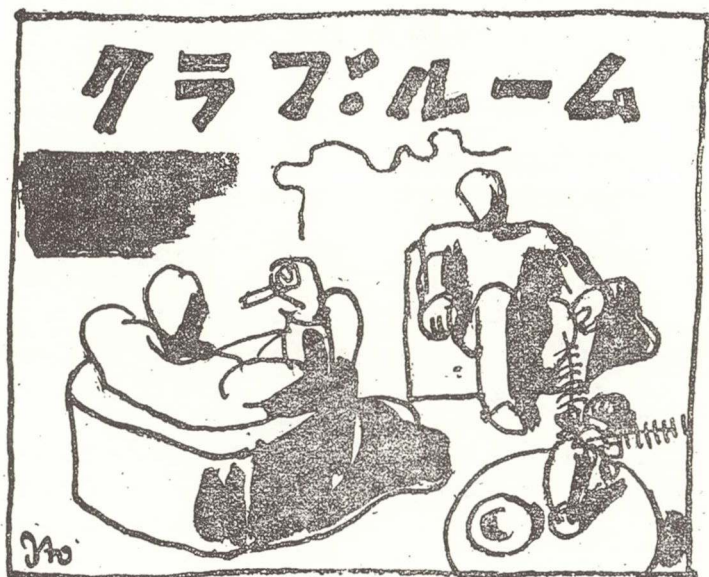
料理場、パーティンはアスファルト防水層の上モザイクタイル張り、
 壁一漆喰塗、ペンキ塗タンゴ仕上げ、一部杉板荒木のまゝペンキ拭きとり仕上げ。（ロン
 デの壁には壁畫用として布張り白色ペンキ仕上げ）

獨立柱一四周杉板荒木のまゝペンキ拭きとり仕上げ、コーナーはオーク見切縁

天井一在来漆喰塗ペンキ塗タンゴ仕上げ

家具 材料は總て櫻、クリヤラツカー仕上げ

クツシヨンは總て置きクツシヨンとしパーラーはグリーン系統、ロンデはローズ何
 れもモケット使用



政黨の住宅對策

井 内 哲

私は今、昨年の暮に住宅復興會議から各政黨に對して發した質問書に對する回答書を持つてゐる之は一月二十三日の總選舉を前にして、その掲る住宅對策が空念佛に終る事のないようにとの念慮から出されたので、次の十一項目について尋ねてゐる。

- (1) 住宅關係法令を整備する必要があると考えるが如何。
- (2) 官民合同の委員會を中央地方に設けて、技術や運営等の面を民主的に處置する事が必要と考えるが如何。
- (3) 全額國庫負擔による賃貸住宅を大量且迅速に建設するための具体策。
- (4) 勤勞者住宅建設促進のため必要な資材の確保、流通の具体策。
- (5) 從來の請負制度及手工業的建築様式を機械化、工場生産化するについての具体策。
- (6) 中小土建關係企業を育成保護する具体策。

(7) 民主的な土地使用權の確立及び土地住宅の民主的管理に最も適當と考えられる方法。

(8) 全額國庫負擔によらない住宅に對する金融の具体策。

(9) 大資本家大地主の負擔による不動産に關する諸税を住宅建設の財源とすべきであるとするが如何。

(10) 不急不要建築を絶對禁止すべきと考えるが如何。

(11) 其の他各黨に於る住宅對策。といふのであつて、之に對する回答文を読むと、各黨に於て住宅對策がどの様に取上げられ、その諸

政策の中でどの様な位置を占めてゐるかを知り得ると共に、各黨の性格がうかゞはれて面白い先づ回答文の到着は

(1) 共產黨 (2) 社會黨 (3) 民主黨 (4) 國協黨 (5) 民自黨 と左から右への順である。回答の内容を逐一詳細に披露するのは煩しく、又限られた紙數ではとても出來ぬので大体の傾向を述べてみたい。

共產黨と社會黨は大体質問の各項目に對應して答えてゐる。特に共產黨のは寄せられたものゝ中一番詳細に亘つてゐて、其特色は如何なる政策法令も又企業も國營人民管理の線で民主的になされねばならないとしてゐる点である。唯私は共產黨のいふ如き人民管理で直ちに企業の成績が上り、政策の實施がうまくいくとは考えられない。それを行ふには餘程人民の『レベル』が上がらぬと衆愚政治となる恐れが多分にあり、そのためには相當の時間が必要であると思ふ。』『住宅廳を創設し國營國家管理を主張してゐる社會黨案や、民間の建築意慾昂揚の爲資金の國庫補助に意を注ぐ民主黨案は所謂常識的なものである。唯社會黨が國營洋式アパートを一戸七坪坪當一萬圓で相當立派なものが出來るとしてゐるのや、民主黨が木造アパ

ート2、3階建を多数作るといつて居るのは技術者として納得出来ぬ事である。』

『國協黨の回答は單に題目の羅列の如き感があり物足りないの一語につきる。』

『最後に民自黨に至つては總選舉對策のため多忙につき選舉終了後迄留保したいとの通知のみを寄せて吾々を失望させてゐる。』

『この質問書は先に述べた如く』

『前回の總選舉に於て各政黨は相當の住宅政策を掲げて公約したにも拘らず、少しも實行してゐない。そして今回の總選舉對策に掲げられてゐる各政黨の政策を検討すると、殆んど前回の對策を單に繼承してゐるに過ぎない事は再び前徹を踏んで勤勞者に對する巧言に終る事を恐れる』との前書を明記してゐるのに『今忙しいから後廻した』との御挨拶には復興會議當事者ならずとも遺憾である。それとも、どうせ實行おぼつかない公約は少ないに限る。取引高稅撤廢と料飲再開で充分荷が重い。との腹からでもあらうか。

以上の通り各政黨ともそれぞれの住宅對策を立派にもつてゐる。(民自黨と雖も對策無しといふのではあるまい)唯我々はこれ等公約された對策が最も民主的な方法により實現される事を強く要望すると共に、これ等の實行を充分注視するものである。

家のクリーニング

★古家屋が新築同様となる美素工事
★新築家屋にお手入のいらい美素工事 請負
★石・タイル洗淨工事

株式會社 美素工業所

大阪市東區瓦町(辨筋)三和ビル三階

電話北漢② { 一〇二四~五番
 { 一一七六~七番

全國郷土玩具の話

松島藤太郎

人生れて時たま母親のお乳をすわないで牛乳の御厄介になつて大きくなつた人もあらうが、未だ會て玩具の御世話にならないで成人した人が幾人かあらうか。民族の歴史は實に玩具の消長によつて左右されているときへいつても過言ではあるまい。又玩具を持たない民族は亡ぶときへいわれているし又實例がそれを證している。

かく民族の消長と有機的奇縁をもつて結ばれて來たつた玩具に對してたかゞおもちやの言葉をもつて蔑視し忘却される事は甚だ遺憾な事である。

さて日本は實に世界指折りの玩具國といはれてゐるのであるがその玩具も今や消え去らんとしてゐる現状であるのでこれが追想研究する事も徒爾ではなからうと思ふのである。

玩具を分類して

1. 信仰的に作つたもの
2. 記念的に作つたもの
3. 子供に與えるもの

といふ風に三つに分けられている。

以下我が國の全國にわたり有名なものを拾ひ上げて特に信仰に關係あるものを紹介して見ようと思ふ。

◇弘前の人形笛

青森縣弘前に人形笛といふ土で作られた、人物鳥、獸、魚、貝といふ風に形態大小雜多で種類は實に百余に余りものがある。これを吹くと笛になつていて可愛い音をたてる様になつてゐる。土を舐めると子供の虫を封じるといわれているところから出たものであらうがこれなら子供達もよろこんで吹いてくれると思ふ。



◇南部の先陣駒

佐々木高綱が宇治川は先陣を争った名馬池月は南部七戸産の駿馬なりと云ふ。源平盛衰記の記事に起因して作られたもので、此駒を愛蔵する者は立身出世疑いなしといわれている。この外板馬とか、八幡馬と澤山の馬の玩具があつて同地方の馬の産地である事がうかゞわれる。

又同地花巻温泉に黄金牛といふのががあるが、古來砂金の産出が多かつた南部では、之れを永く子孫に伝えるため砂金で牛の形を作つて保存したといふ。今尚舊家には時々これを見る事があるがその形を模して作つた金泥塗の玩具で製作材料には土、張子等種々用いられていて、こんな俚諺もからめ節といつて歌われている。

へ金牛ツコに綿の手綱

おらも引きたや曳かせたや
ハアからめてからめてしつかりからめて
握つた手綱をうつかり離すな。

へ鳥ア啼く啼くどこやの屋根で

お山繁昌と啼く鳥
ロアどつこへ、どつこい
どつこへ千兩、どつこへ萬兩

牛のことを『ベコ』といわれていますが、こんな言葉が東北地方にあるといふ事は面白い事ですなんでも『ベコ』といふ言葉は、中央アジア地方の言葉だといふ事ですから昔この邊との交易があつた事がうかゞわれるのです。會津に赤牛『赤ベコ』といふのがあります。

◇秋田の黒鶏

此の黒鶏の一番いを祈ると子供の夜泣きどめになるといわれている。

◇こけし

東北地方の各温泉ではこけし人形といふ各獨得のデザインのものがある。木をろくろでくりぬい

たもので、手もなく足もなく妙ちきりんな人形だが、それでいて見ていれば片言まじりの粗朴な物語りでもしそうな人形で、傳説、口説、口碑等色々の習慣を絡んだ四百年許りの歴史がある。厄除子如來にかたどり疫病よけの玩具に用い略稱除子(よけし)からこけしと變つたといわれ又昔は埴輪と同一目的で用いられてそれが美化されたともいわれている。



◇ボンボコ箱

宮城縣の玩具で、厄除け、火伏せ、星眼を治し子授けに使われている。毎年舊三月三日木下藥師祭禮の日に限り露店で賣られるもので、藥師詣りには必ず買わねばならぬ習慣になつている。封建時代に於ける、豪華な大名行列の供先きを承る奴が氣取つて振り歩いた鳥毛の鎧に象つて作られ赤く染めた瓢に金色と花模様を配し之れを竹の先端に突き差し五色の吹流しを付けた雅趣あるもので今より百數十年前より傳つている。これを家に飾れば火伏せ、瓢の中の種を呑めば『星眼』が全快する、種を蒔いて瓢を作れば厄除けになり又これで婦人の腰部をたゞげば子を孕むこと妙なりともいわれている。

◇福島縣三春の子育木馬

古來この小馬を弄ぶ子供は健かに成育し、子無き人も日々三粒の大豆を與へてこれを飼ふ時は、必ず子實を得ると信ぜられ殊に痘瘡麻疹等も輕いと、言ひ傳へいつの頃よりか子育木馬の名がついたと言ふ。

◇どんごろ夫婦

栃木縣、鬼怒川温泉の玩具で、自分の顔に形取つて作り人目を避けて意中の人の軒下に掛けて來れば必ず其人と添い遂げ得ると言い又二つ揃へて家に吊せば夫婦和合、家庭圓滿なりといふ。

◇東京、酉の市の熊手

毎年十一月の酉の日を『一の酉』『二の酉』『三の酉』と稱し、東京市内を初め近郷各地の大鳥神社で酉の市を行い何れも此の熊手を賣り出す。熊手は搔き込むと言ふところから出たものと思ふ。これを求めて一回も振り向くことなく眞直に、我が家に持ち歸えれば、商賈繁昌、財寶山積は疑いなしとされている。

◇東京雑司ヶ谷の鬼子母神の木兎

萱のほで作られた素朴を生かした構想の妙は名玩といわれている。思ひきつた、大きく張つた經木の赤耳、眼玉、嘴の技巧など、非凡の特技を示している。天井に吊置くと悪魔除けとなり又、子育ての禁厭ともなるといふ傳へられている。



◇犬張子

關東地方殊に東京方面で古くより、生後男児は三十一日、女児は三十三日目の所謂お宮詣り祝品として贈る。この犬張子は構想の雄大で筆技の優美なる蓋し我が國の縁起玩具中の傑作とされている。而してこれを贈るの意は犬の子の様に健かに育てると言ふにあつて、今日尙は盛んに行はれている。



◇東京の籠犬

二寸余りの小型の犬張子に箆を被せたもので、これを天井に吊し置けば、子供の鼻がつまらぬといふ。

◇蘇氏將來

長野縣國分寺八日堂の蘇氏將來は疫病除、開運

出世の護符とされている。此の蘇氏將來は、柳の材を六角の塔形に刻みこれに蘇氏將來子孫人他大福長者の十二字を墨と朱で書き分け、三分位の最小から大は、七寸位に及ぶ。



この由來は、古く備後風土記に出でた、神社傳説に基づくもので、之れに依ると、昔素盞鳴尊備後國鞆浦を過ぎ、蘇氏將來といふ者の家に宿り給ひし時、主人なる蘇氏將來が厚く尊を崇敬歡待せるにより尊はいたくこれを嘉賞し給ひ今後疫病流行することある、汝の子孫と稱する者は皆其厄を免れしむ可しと約せられたといふ。

◇おかんじやけ

静岡縣慶洞院のおかんじやけといふのがある。風邪除け又は婦人病に罹らぬ禁厭とされている。別名を『オジンジャケ』『サイハラサン』『サイハラボンボン』などと稱呼せられ當縣特有の玩具である。若竹の一部を叩き潰し纖維のみとして簡單に之を束ね、赤、青等の色に染め分け、女兒の髪結び遊びの對象として作られたものゝ由。毎年七月十九、二十日の兩日。慶洞院の縁日にこれを賣出される。軒に吊せば女の下病に罹らぬ又富士郡地方では風邪を引かぬ禁厭に用ふともいふ。

◇目無しダルマ

愛知縣豊川地方に目無しダルマといふのがあつて正面に『大當』と墨書して、これを買求め初め片眼のみを描き何事かを念願し其願成就の上は更に、兩眼を点睛して、之れを社寺に奉納するこの種の習慣は各地に見られる。

◇美江寺の蠶鈴

毎年舊正月三十日修正會（俗に御蠶祭と呼ぶ）の日に、同寺の境内に賣られるもので、此日數百の露店商人は、手に手に此鈴を打振り『商賈繁昌上機嫌上機嫌』と大聲に客を呼ぶ。昔より此の鈴を露棚に吊して置くと養蠶の成績頗る良く、商賈繁昌すると稱せられ、當日は附近町村より數萬の參詣人雲集して争ふてこれを買求めると言ふ。

（次號に續く）

防火建築規則と集團住宅の經濟

敷地費の限界

越 智 隆 晴

臨時防火規則の適用は實質的に建設費の増減を意味するものであるが、尙現下の資材事情との脱合せから臨時防火建築規則第6條の構造（以下單に防火構造という）を避けたい場合も屢々起つてくることと思はれるから、この場合の建設費を低廉ならしめ得る敷地費（用地買収費及敷地改良費）の坪當り價格の限度を求めて見る。

計算は12坪2戸建平家住宅（道路の方向に差異があるが平均値を以てする）を例にとつたものであるが、之によつて略一般の標準とすることができよう。

◆敷地坪當り價格の算定

C……求める所の敷地費單價

A……建設省建設基準による最小敷地面積（防火構造の要あり）

a……普通建築とする爲に増加する最小敷地面積（防火構造免除のための）

B……普通建築の1戸當り建築費

b……防火構造とするために増加する1戸當り建築費

とすれば 防火構造の場合の建設費＝

$$AC+B+b\cdots\cdots(1)$$

普通構造の場合の建設費＝

$$(A+a)C+B\cdots\cdots(2)$$

(1)＝(2)の場合の條件を求めると

$$AC+B+b=(A+a)C+B\quad\text{即ち}$$

$$C=\frac{b}{a}\cdots\cdots(3)$$

然るに $b=4,000$ 圓（外壁下見板張の普通構造と北側のみ外壁ラスモルタル塗開孔部防火材料の防火構造との工事費の平均差額）

次にaの値を求めるに

宅地(坪) 敷地(坪)
(イ) 建設省建設基準……40……57

(ロ) 防火建築免除……45……64

空地巾(イ)北1.5m 南5.5m (ロ)北3m 南5.5m。宅地、敷地の面積比率70%として。

よつて $a=64-57=7$ 故に(3)式から

$$C=\frac{4,000}{7}=570\text{圓}$$

但し敷地面積の増大に伴つて、建築附帶設備工事費（給排水・電気瓦斯・塀棚等）が20%増すものとして $C=570\times\frac{80}{100}=450$ 圓と修正する。

即ち敷地費の限界單價は坪當り450圓で之より廉いときは防火構造とすれば建設費は割高となり普通建築の構造とした方が建設費が低廉となる。

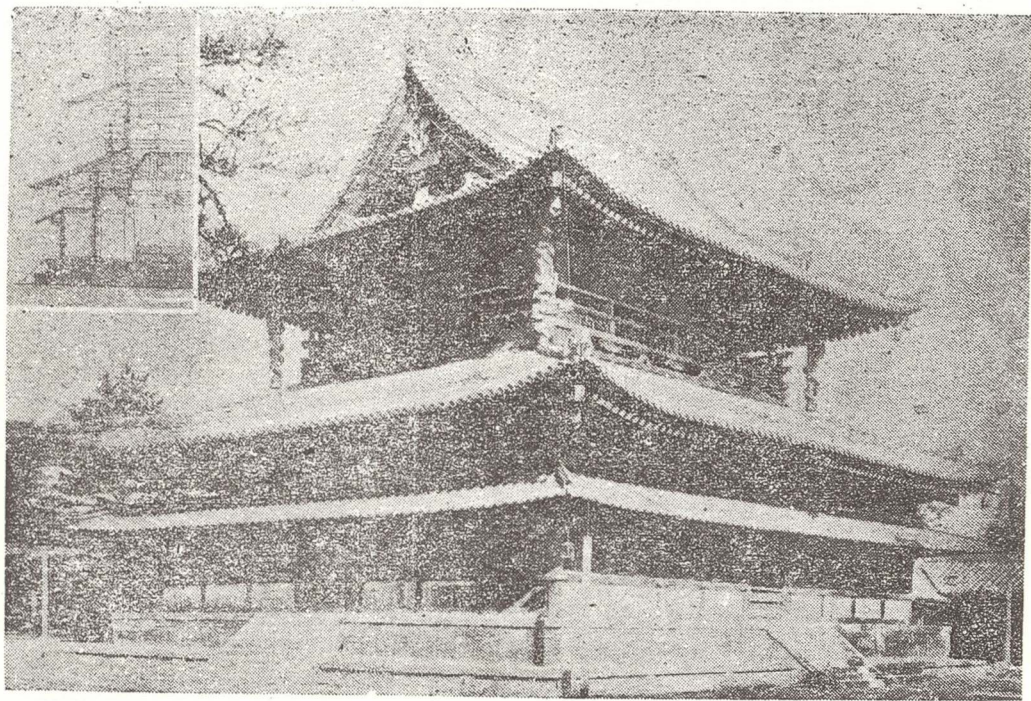
土地改良費が坪當り250圓かゝると見て差引200圓が用地買収費となる。この位の地價ならば都市周邊部に於ては見當るが其他の地域では結局大部分防火構造を要する事となる。

然るに集團住宅にあつては宅地の余裕がないのが一般であるが、この場合建物の北側に3mの空地をとるよりも之を1.5mとして建物の南側を廣く配置するのが常識であらう。

集團住宅では特に工費の制約もあり上記のように配置上の技術の問題もあるから防火構造の規定の適用は實情に即して適當に緩和すべきものと考へる。

即ちaの値が緩和規定によつて半減すれば敷地費は900圓迄のところまで普通構造となし得る事となる。

（筆者・兵庫縣建築課技師）



法隆寺災す

中村直勝

世界の至寶法隆寺に火災があつた——といふ事は、天智天皇九年夏四月といふ遙けき古の事ではなかつた。たゞ文献上にさうした記事を見て、そのすさまじい計りの業火燃ゆる有様を腦裏に描いて日本文化最大の受難であると悲憤して居だけの事ではなかつた。つい一二ヶ月前に、さうした不可思議な現實の世界にあつたのだとは、今もなほ信じ切れない程の悲憤である。何とした惡鬼阿修羅の仕業か。何とした大きな罪惡を再び犯した事か。

私は此度の事を、法隆寺が焼けた、と言つた様ななまやさしい文字や言葉で表現したくはない。法隆寺災す、と言つて、どこにあるか明瞭でない責任——いや私にはその責任者を明示せよとならば、明瞭に言つてもよい。言ふべき權能を與へてほしい位にさへ思ふ——を詰問したい。それは責

任者たるべき人が、胸に手を當てよく考へて見れば、決して原因は礦物と植物の加工品にあるのではなく、我が身の我執にあつた事を認めざるを得ないであらう。洵や、あの金堂の残骸を見たらば、誰しも、それはたしかに地獄の劫火であつたと惟はざるを得ないであらう。焼けたとれた金堂の框を見て、天罰地罰の恐ろしさに、肌を寒うしたのは、決して私だけではあるまい。

法隆寺は災す。あまりに大きい禍神の啓示ではあつたが。たしかに天地の精魂聖靈は、『災』を以つて臨んだに相違ない。和を以て貴しとなす、とは聖德太子は誰のために規定された憲法であらうか。

法隆寺壁畫の焼失は何のために、かくまで惜しまれねばならなかつたか。何故にかくまでも大きな問題として取り上げられねばならなかつたか。それは古きが故ではない。古いが故に貴いならばもつと古いものが在る。それは大なるが故に貴いのであらうか。決してさうではない。法隆寺こそは我が國古代文化の結晶として、それを千三百年傷けずに保持し來つた、といふ事に、國民は心中に一つの誇を有つて居つたからである。國民は此

の千三百年來保全しつづけた文化材が在る、といふ所に、自己の高さを見出したからであつた。人間が持つかも知れない和御魂（ニギミタマ）といふものゝ姿をそこに發見し、そこに凝結させて居つたのである。それが災す。我が横面を思はず知らずビシヤリとやられた思がしたからであつた。『無茶しよる』と思はずに叫んだのは、皆人の心であつた。

あの壁畫には、數々の優れた点があつたらう。技法の上に於いても、また描かれた淨土變相の有様に於いても、莊嚴や器物の末端にまで、至心の注意を以てせられたものである事に於いても。だがその中でも私の最も驚いた事は、あの壁畫の中に三ヶ所、透明なものを描くに成功して居る事である。十號壁藥師如來の掌にせる珠、一號壁釋迦淨土にある文珠が右手にせる華筥、その對照にある普賢の右手にのせる水瓶。この三点は、それが水晶であるか硝子であるかはともかくとして、透明なものである事には相違なく、それを明かに描出して居る非凡の技を教へられた時、それ丈でも世界文化の誇だと思はれた。千三百年前に此の秘技を考案したといふ事だけでも、宇宙の太極に坐します神靈に、人間の功績として報告し、御嘉納を蒙るに相違ないと信じた。而して其功績を實物を以て今日迄で傳繼保持して來たのであつたに。

それを今言つても仕方がないとて、死兒の齡を數ふる愚さを哄ふ人あらば、宜しく哄はしめよ。死兒の齡を指折る所にこそ、親の心が籠るのである。親ならでは解せぬ至情がそこにある。

あの時、金堂の中にあつた諸佛像その他は、他所に移されて居つて災害を免れたのは、せめてもの幸である、といふ言葉を耳にするが、何たる冒瀆の詞かと、腹立たしくさへなる。焼けたとか、残つたとか、何か潰れたとか、何れ碎れたとかの小さな事を私は悲しんでるのではない。法隆寺災す、といふその事件に無限の痛恨を感じて居るのである。その素因に慟哭して居るのである。

（筆者・文學博士）



法隆寺金堂壁畫の思ひ出

望 月 信 成

螢光燈に照し出されたあの壁畫ほど美しいものは稀れであつた。専門家が見ても、素人が初めて拜觀しても噂さ以上に美しいものであるのに驚いたものだ。特に第六號壁と稱する西方の阿彌陀淨土變圖は最も優れたものであつて、何人もこの壁の前に立つ時は我を忘れて眺め入るものであつた。緑を主色とした椅子に赤衣の阿彌陀如來が坐し、それに官能的な而も壯麗な觀音勢至の二菩薩がしなだれるように侍立する様は世のいかなる繪畫にも到底到達することの出来ない素晴らしい美を持つてゐた。構圖もよし、描線も流暢で、彩色も調和よく、あのやうな纏つた非難一つもない繪は何處にも見出すことは出来ない。繪でありながら非常な量感を味ふことの出来る不思議な表現法——この表現法があればもう彫刻は必要がないと思はれるほど奥行のある繪であつた。上手な牛肉彫法を用ひてもこれほどまでに第三度的な表現は不可能であらうほど立体的であつた。この一事をもつてしてもこの壁畫は素晴しかつた事が判ると思ふ。

次に描線にも不可解な魔法がある。一言に云へ

ば流暢な肥瘦のない線を自在に引いたものであるが、堅の壁に足場をかけて描かねばならず、而も僅かな照明の火をたよりに筆を運ばねばならない。うす暗い金堂内を想像する時、この筆者は神技を發揮したものと云はなければ解釋がつかない。何故ならば堅の壁、換言すれば垂直の面に線をかくことは水平面に描くよりも非常に困難であることは何人も知つてゐる。その上に三尺乃至五尺も長い而も肥瘦のない線を引くことは現在のいくら達者な畫家でも容易に出来る技ではない。人間の手は腕の長さを半径とする圓を描くものであるから肩を上下して直線を引くより外に力の平均した直線は引けるものではない。垂直の壁に向ふ時、一層力の平均が困難であるから、簡単に肥瘦のない線を三尺も五尺も引けるものではない。それがこの壁畫には樂々と表はされてゐて、一ヶ所の破綻も認められないのは、人間技とも思へぬものがある。言葉を換へれば恐ろしい手腕の持主が描いたものとなる。

次に配色のよろしきを得てゐることも亦驚歎に値するものがある。同じ色を用ひても配列の如何によつて美しくもなればそれほどでもない場合がある。例へば赤の隣りに緑系統の色が並ぶと兩色とも映えて美しく感ずるものであるが赤と紫とをならべたのでは互に殺し合ひ少しも美しくない。かゝる配色の効果はこの壁畫に驚くほどの成功が

見出される。現在的美學者が考へ出しても恐らくこれほどまでに行かないであらうほど完全な調和を示してゐる。この繪の筆者は永年の経験から最も美しい効果的な配色法を知つてゐたと見なければならぬ。それであるから螢光灯下にさらけ出された壁畫の色があまりに美しいので觀者を啞然たらしめる結果となるわけだ。この繪の未知の筆者の手腕と頭腦とは眞に驚くべきものがあつたと云はなければならぬ。いかなる美辭麗言を以てしてもこの壁畫の美しさを云ひ表はすことが出来ない程美しかつた。

それが本年の一月二十六日の朝魔火で焼失してしまつた。どう考へても噓の様な話である。文部省はその修理に又壁畫の模寫に萬善を期し慎重に慎重を重ねて、そして焼いたのであるから何人に詫びる積りであらうか。あたら天下の鴻寶を煙滅せしめたのである。永遠の生命を持ち永久の信仰をかり得てゐた筈のこの壁畫が、最も罪深いといふ人間の本當の僅かな不注意から、その生命を奪つてしまつたのである。神も佛も日本をもう見棄ててしまつたのか。私は永遠に覺めない惡夢におそはれながら私は今でも法隆寺炎上は噓のやうな氣がしてならないと同時にこの惡夢が覺めることを願つてゐる。

(筆者・大阪市立美術館主事)

つけて安心

日動火災海上

本店 東京 銀座

支店 { 大阪市東區北濱一丁目六
京都市下京區烏丸通高辻上ル
神戸市生田區元町通三ノ二

大阪府防火建築地域圖

上記地域圖を取次ぎお頒ちしております、御希望の方は下記により御求め下さい。

一部金 ¥100.00 會員外 ¥120.00 送料 ¥4.00

申込は朝日ビル六階事務室又は天神橋建設會館
内本會分室宛の事

法隆寺の鐘

龜田 孜

法隆寺を葦塙宮跡であつたといふ、神屋の成福寺から見ると、後の山脈を背景に法起寺、法輪寺中宮寺、夢殿、そして東院伽藍と整然とならんでゐる。法輪寺の三重塔は去る年の雷火に姿を消し法起寺塔の九輪だけが微かに松林の中に浮んでゐる。五重塔は解体修理の簀屋根だけ高く見え、三塔は太子のゆかりの、そして佛教搖籃期の飛鳥の最後の榮光をかたり、此のあまり廣からぬ斑鳩の里に占めた太子御一族の築き上げた文化の高さを象徴する。思へば雷火で炎の柱となつた法輪寺塔を深く問題にとり上げなかつたことは、國寶管理の不行届きのどん底であつた。縣側が漸やく對策を他の塔に及ぼしたゞけであつた。

時は移り金堂の炎上は世界の耳目を驚かし、文教の府の度膽を抜き、美術史家の至寶を根こそぎにした。世界一が一つ減つたゞけではない。永年かゝつて慎重に權威をあつめて案を練り、國費を以てその大部分の修理工事を賄つた總決算が、曉かけて煙となつたのである。それにとゞまらず、更にその努力のあり方が再検討をうけ、ひいては國寶保存や修理管理が反省されることゝなつた。壁畫一片の剝離彩色の目に見えぬ散佚などさえ氣にして、此の千二百五十年前の最上級の絳畫を如何にして更に永年に傳うべきかを考え、壁面の構造の調査、硬度の強弱、彩色の褪色變化等々、出來る限りの手を盡し、彩色の顔料の分析さえ、壁面から採取せぬといふ、おろそかならぬ方法をとつてゐた。今水泡に面して見ると、せめて各種顏料を精密に十二の壁面にわたつて、徹底的に調査して置きたかつたと思ふのである。これは吾々の責任であるが、壁畫の調査を文章でのこして置くことも必要であつた。西方の阿彌陀淨土を描

いた大壁は、大壁四面と小壁八面と都合十二面のうちで最も印象鮮明な調和ある美しい畫面を持つてゐたが、中央の阿彌陀如來の顔はホースを挿し込む爲の穴を穿つた突嗟の無思慮な仕打ちから、全く失はれて了つた。撰りに撰つて此の大事と、口惜しく思つたが、國寶一般がかやうな手痛い處置を受けてゐないとは言へない。進んでは保存の爲の研究調査も遺して置くのが國寶管理の積極的な手段である。

名畫や有名彫刻の模寫複製、それもできれば忠實に彩色顔料の光澤や量、厚みなども良心的に考慮し、筆力の練磨、氣品の高さなども原畫に迫る程の精緻を期し、彫刻の場合など、すぐれた部分の複製を一流大家に委嘱して、教材に配布してもよい。理想的な精巧な原色印刷にも國家が大きな見地から乗り出すべきである。一見閑事業と考へられ易いが、失はれたあとの苦盃を呑む事に思ひをいたせば、こゝまでいかねば不充分である。

寺は勿論信仰無くしては成り立たない。然し國民の至寶を是非とも信心の對象たらしめるかどうか。人への信仰が寺を維持する一面をも考へさせるなら、不安な管理から充分な強力な管理へと萬難を排して進むことに協力するのが善い道のやうに思はれる。

金堂修理工事の途中で焼けたことは、修理が余計なことといふ口實を與へるかも知れない。そこでその原因の深いところを究明して、根源を抜除し新しい保存修理の方途を樹てねばならぬ。從來の制度や官制、委員會調査會などの關係機構を改變更正するのは焦眉の急と言はねばならぬ。

建築協會がこのやうな修理工事に援助を與えることなども考慮したらどうか。民營と官營と拮抗はしても、最も實行し易い途をとるのも當事者は考へてよささうに思う。法隆寺は特に文部省が重点を置いて直營したもので、文化施策は中央集權的なものを尊しとしたが、地方分權も却つて良い場合もある。調査研究などに地許が有利なのを忘れられ勝ちであるが、出張費の高くかゝる中央依

存は冗費節約の面からでも改めるのがよい。

古社寺建築修理の人材養成なども一應考慮したい。もう古建築修理の爲の特殊技能を有する大工は数える程しかなく、將來全面的な保存修理の爲には手不足となるのは明かである。三年間位で一通り習熟させ、水準を次第に高めてゆくし、種々の教養をも身につければ、有能な技術者が踵を接して出るであらう。経費は國家と特に修理工事の

多い京都、奈良、滋賀など連合で持つのがよく、教育委員の有識者が之をとり上げるのは當然である。描いて胡蘆に似るが、金堂炎上を契機として起る雑多な問題も、詮じつめれば古美術研究者の發言が鐘の遶音のやうに聞きとり難く、遅く響くことから出るのであらう。

(筆者・奈良博物館技官)

法隆寺罹災雜考

中 尾 保

昭和二十四年一月二十六日朝、解体中の法隆寺金堂は炎上して掛替のない壁畫を烏有に歸せしめたことはまことに残念である。筆者は二十八日現場へ行つて見たが實に慘憺たる光景であつた。焼けた壁畫の前に立つて呆然としたと同時に憤怒の念がむらむらつと湧いた。誰に憤るともなく誰を責めるともなくたゞ腹立たしくなつた。『蠻人の死顔を見てゐるやうな感じがする』といつた人があつたが實感は全くその通りであつた。

事に至らしめた責任は一体誰にあるかといふ國題は我等國民として一應考へ且つ大いに反省すべきであると思ふ。それは近因にも遠因にもである。近因の一つとして電氣坐蒲團の不完全から日本商人への反省を促した人もあつた。それもよい、これがために日本の商人が翻然として正しい方向に進み外國の信用を博するなら大きな收獲ともなう。或は文部大臣は責任をとつて辭職するのも今後の文化財に對する國民の關心を深める上に大いに役立つであらう。某紙にいふ『一般國民が見せてもらへないやうな壁畫を何んで國民が護らねばならないのか、食ふことに困つてゐる國民に法隆寺が何だ』などといふ人にも猛省を望まね

ばならぬ。文化國家建設を目差す國にそんな人は一人でもあつてはいけないからである。

世に所謂法隆寺學者や法隆寺藝術家といはれる人達の名譽慾が、遂に金堂を焼いてしまつたのだと見るのも一理も二理もあるが、これ等の人達もこの機に自己の小さな名譽慾やセクシヨナリズムを捨て、大きな氣持ちで國寶であることと、信仰の對象物であることにも留意してもらはねばならぬ。一方宗教關係者は『伽藍を博物館化することや學術研究の資料にする學者や藝術家は信仰を無視してオモチャにした揚句焼いてしまつたのだ』と思はれる氣持ちには大いに同情するが、しかし國民の文化向上といふ大乗の見地から今後もある程度までは赦すのが本當だと思ふ。

中には『會者定離、生者必滅は世のならひ』だ、形あるものは必ず滅するのだから何も歎くには及ばぬとかたづける人もあるが、我々凡人にはさうはアツサリ諦められないが、たゞ望むところは『禍をもつて福となす』の結果に萬事導くべく、學者も藝術家も建築家もまた宗教家も法隆寺關係者も政治家も國民もすべての人々が理解と熱意の下に努力を續けて行つてもらい度い一事である。

再 建 へ の 希 望

金堂と同時に五重塔も二年以内に完成することに決したことは大いに慶すべきであるが、今度こそ工費を惜まぬやうスライド式の豫算でやつてもらひたい。そこで我々としては再建に際し次のことを特に希望したい。

壁畫——焼けた壁畫は最早壁畫としての價值はないのであるから、これをもともと通りの場所に飾めるといふやうな愚な事は止めてもらひたい。壁畫は元來壯嚴のために書いたもので、決して金堂の本尊ではない。本尊たる薬師（或は釋迦かの問題は別として）は幸にして災を免れたのであるから、信仰といふ点から考へても、壁畫を元の位置に返す必要は少しもないと思ふ、壁畫を信仰してゐるのではない筈である。オリジナルでなければ信仰が出来ぬといふやうな信仰は何うかと思ふまた金堂には壁畫がなければ信仰が出来ないといふのも可笑しい。焼けたことは残念だが焼けてしまったのだから致方がないではないか、アクリル樹脂か何か知らないが、適當な方法でかためてこれを別なところに保存し、金堂内は當分の間白壁でもよいではないか、あわてゝ壁畫を畫く必要はない。そこで問題となる点をゆつくり考へた末、決論を得た上でもおそくはない。現代の畫家の手で白鳳期の昔に復原した繪を畫くか、或は此度の火災前の壁畫即ち模寫通りにするか、或は又全然異つた繪を現代一流の畫家によつて畫くか、種々あるが、兎に角充分研究をすることだ。しかしこれも筆者をして云はしむれば、復原圖にすべしと云ひ度いのである。それは筆者はアジャンタを見學したが、姿勢や曲線や配置等すべてが法隆寺の方はアジャンタ以上だと思つてゐたからである。正に世界一の壁畫であつたと云ひ度い。この立派な壁畫の復原したところを見せて貰ひ度いのだ。『魂の抜けた復原圖は何になるか』といふ人も出

て来るであらうが、この論は長くなるから後日に譲ることとする。なま一言残しておき度いことは『古いから價值があるのでといふ考へ方は骨董趣味である』といふことである。また『信者でない人の繪には魂が入つて居らぬ』といふ考へは淺薄である。『藝術も宗教も極致は一つである。』といふことも附加へ置き度い。

建築——残つた古材（オリジナル）は出来るだけ使用するとして、此際純然たる飛鳥時代の建築に還元させてもらひ度い。（勿論白鳳期の裳階はそのまゝつけてよい）。一体金堂にしても塔婆にしても、桂昌院（五代綱吉の母）の元祿大修繕の際新材を多量に入れ（殊に塔婆にはそれが多い）、而も江戸時代の手法が相當入つてゐるが目ざはりであつた。長野宇平治博士は『法隆寺伽藍の建築は元祿年代の再建に成りし者なり（明治三十年七月）』との愚論を提出した位であつた。此際江戸時代は勿論鎌倉、室町の修繕とおぼしきものは一切取り去つて、創建當時の美しい法隆寺を再現せしめてほしいものだ。金堂の屋根も鍛葺にし鴟尾を乗せ軒の眞反りも見せてほしい。

ついでに中門前の兩側の松の樹も切つてほしい。筆者は法隆寺を拜觀すること四十數回に及んで居るが、その度毎に中門前の松と夢殿の柳が癪にさゝつてゐた。我々建築家は兎に角美しい法隆寺を拜觀したいのである。それは我々の信仰であるのである。

（筆者・毎日新聞社建築顧問、攝南工專名譽教授）

現行 工事請負規程分頒

改正案を練つてゐるが之が完成は尙時を要するので、各方面の要望に應ずる爲現行のものを若干印刷し、一部 ¥30.00（送料實費）で御頒ちしてゐる。精々御利用下さい。



耐火ボード
（プラスターボード）

天井・間仕切・内壁其他各種ノ建築材
トシテ定評アリ

旭日印

（耐火・耐震・施行容易）

大阪耐火ボード株式會社

大阪市東淀川區元今里北通五ノ二四
電話豊崎(37) 一一四四番

科學的なことの意味

野 地 修 左

法隆寺壁畫の切取りが問題にされてからすでに
久しいものがある。それについて寺側は終始反對
してきたために、宗教的見地から科學に臨むこと
を一部の人々特に技術者側からかねがね非科學的
な態度として非難されてきた。今次の火災を経て
その聲は一層高まつてきたようである。宗教が前
科學的なものであるという意味において、それも
一應肯定はできるが、なお好むところに偏するの
嫌があり、危く皮相な所謂形式論者に墮せんとし
すくなくとも科學の本意を正當に理解しようとし
るに、さらに一段の距離があるように感ぜられる
切取り作業の可能性が確實に保證されない限り、
なお問題は残されているからであり、そして事實
としても最悪の場合が往々にして無きを保し難い
からである。飛天小壁の切取りにも現に疎漏があ
つたときいている。それが事實とすれば、切取作
業の科學性を主張し、しかも切取作業に伴うべき
不安を事實において明證したのは、これが主唱者
その人であつた。宗教か科學か—そうした論旨は
別として、技術的見解から少くともその態度にお
いて缺くところがあつたことはいなまれないよう
である。寺側がいままでこれに同意を表しなかつ
たからとて、今の技術の段階からいえば毫も不思
議はない現象である。まして對象が世界の至寶た
るにおいてををやである。余りにわかりきつたこ
となのではあるが、今日の科學というのは全きも
のであり絶對のものであると即斷することは許さ
れないのである。だから今のわれわれにとつて科
學的であるというのは、修理の使命と方法と意義
とを確認し、具体的には切取作業に伴う危険率の
有無と程度を検討して、對象のもつ意義に即して

これが是非を決定することにあるのである。徒ら
に切取つて保存するというのが、科學的である所
以でもなければ、また美術を愛好する所以でもな
い。輕々に決し難いというのが自然で、當然であ
るといえる。

硬化剤の場合も同様である。

だから寺側の宗教的立場からの論難もさること
乍ら、あえてそれを抑し伏せ得なかつたのは、忌
憚なくいつて技術者側における敍上の弱味が、あ
んもくのうちに氣付かれていたためでもあると躊
躇なく斷言してもいいと思う。そして寺側の反對
も一つにはその点に存したと想像しては行き過ぎ
であろうか。もしそうならば、寺側の態度にもお
のづから半面の理が存していないとは言われなく
なる。その点で寺側えの非難は當らないし、そし
て又、もう一步進んで、そうした技術的見地から
の疑義をも無視して切取りを主張し、寺側えの非
議を強辯しようとするのなら、それは科學者にし
て自ら描いた理想の幻想に捉われているとのそし
りはまぬがれ難いであらう。そして寺側ならぬ技
術者こそかえつて非科學的である事の汚名を甘受
しなければならなくなるのではなからうか。この
意味で學者の好奇心から寺を焼いてしまつたとい
う寺側の言い分にもうなづける節がある。

さて私は何も寺側の立場をことさらに辯護しよ
うというのではない。そしてまた、失火の責任が
今更いづれにあるかを論議しようとする意圖でも
無論ない。唯科學者の側から寺側の非を論議する
前にもつと強い反省が起らなければならないだろ
うということを言いたいだけである。そして今後
の處置について、一層必要であらうということ
を指示したいだけである。保存か復原か——國寶建
造物の修理工事の一般にも併せてそれが言い得ら
れるのではないかということをも主張したいだけ
である。

(筆者・神戸工業専門學校教授)

フク
伏

ゾウ
藏

藤原義一

法隆寺金堂内の東北隅の土間に直径4尺位の漆喰で饅頭形に塗り固められたものがある。之は伏藏と呼ばれているもので、その實體は何かよく判っていない。傳へるところによるとこの中に多くの寶が伏せられていて、法隆寺に大難があつた場合にはこれを掘れば救はれると云うことである。一には佛法上の鎮壇または觀音供壇であるとも云う。明治初年に森有禮と云う文部大臣が來て之を開けろと命じたことがあつたが寺では頑強にこばんで掘らせなかつた。彼は遂に怒つて強制的に掘らせようとしたところが、當時の和尚が丸裸になつて伏藏の上に大の字にねて、強いて掘るなら自分を殺してからやれと捨鉢戰法に出たので、さすがの大臣も遂に諦めて退散したとのことである。

法隆寺には伏藏なるものが三ヶ所あると云い傳へられている。金堂と經藏とそして步廊の外方の西南隅にあつて之を三伏藏と呼ばれたと云うのであるが、はつきりしているのは金堂だけで步廊の外方は位置は判らず、經藏のは唯だ自然石が据えてあるだけで、はつきりとした形の物ではない。

法隆寺のような古い由緒ある寺院にこのようなナゾの存在物を見ることは決して不思議でもないであろう。ギリシャのエレクセイオンにはアテナポリアスの呼び起した赤い神聖のカンラン樹や、ボサイドンが三叉の槍を立て、湧き出させた鹽井が今も遺されているのである。

然るに今この伏藏を發掘せよとの意見があり、寺院側の反對により行き憊んでゐるとのことである。自分は新聞紙上で見ただけで、其真相は知らないが、一部では寺の頑迷さを非難しているらしい。しかし若し新聞の報じるようだつたら、その非難はいさゝか行きすぎではないか。寺院側がそ

の宗教的立場から發掘を拒むことは一應の理屈はあるであろう。そして科學者が科學の立場から發掘の必要があればこれを主張することも正しい。故に若し發掘したければその必要の理由をはつきり示して寺院側を納得させればよいことである。十分な理由があつてなお寺が拒めばそこで世人は批判するであろう。

この事は金堂壁畫の問題にもあてはまる。壁畫の修理保存に關して當局と寺院側に意見のくいちがひがあり、金堂修理の進捗しなかつたのはそのためだつたとも云はれ、甚だしいのは今回の火災は寺の頑迷がもたらしたもので、寺が文句さへ云はなければ修理はとうの昔に無事に終つて今頃は立派な壁畫を國民が安心して眺めることが出来たはずだと云う。これは實に無茶な批判で、金堂修理が延びた原因は色々あり、金の不足、戦争のため、など寺も修理當局者もどうすることも出来なかつた原因もあつたであろう。併し壁畫處理の難問題は確かにその大きな原因と云へよう。この壁畫處理について寺が頑迷であつたとは必しも云へない。これも伏藏の問題と同様に科學の立場から寺側を、否、寺側ばかりでなく一般國民を納得させればよかつたのである。然るにこのことは極めて困難なことであつて、その理由は壁畫の移動や剝落止めの操作について、科學的に萬全を保障することが困難であつたからだと自分は推察している。若し寺院側の頑迷さが壁畫を焼いたとする筆法を逆に用いるならば、科學者に委しておけば法隆寺金堂の壁畫は既に四十年前に台なしになつていたとの理屈もつき得る理由があるのである。

法隆寺金堂焼失について今我々は個々の責任は云々したくない。何故ならばこの失火の原因は個々の當事者の注意不注意にのみ歸せらるべきものではない。云はば時代的な悪い大きな力がそうさせたと云へる。寺も當局者も皆法隆寺修理のために日夜心膽をくだいていたことは我々もよく知つてゐる。唯だ何か事件があると直ぐ一方的に責任をなすりつけてうつぶんを晴らすと云ふ小國民的

態度は好ましくない。法隆寺の行先は益々浪が高いことが豫想せられる。このときに當り、不用意に他を傷け合うことのないように、大きな心をも

つて良識をはたらかせ、少しでも良い修復の出来るように勵まし合いたいものである。

(筆者・京都工業専門學校教授)

法隆寺金堂失火の起

因と再建に就て

池田谷 久吉

は し が き

法隆寺が焼けたので『失火の起因、再建に關して古建築などの保存に關する意見』に就て至急一文を草せよとの依頼に接したが、少し風邪を引いて氣分が悪いのみならず急の事で時間がなく落付いて纏まつた意見を書く暇もないうちに原稿締切の督促があつたので實に雑ばくなものゝまゝ脱稿した。此の点讀者諸賢に特に御諒承をお願いする。

1. 失 火 昭和24年1月26日(水曜日) 午前7時金堂より失火内陣大壁4小壁8合計12面の壁畫は壁自体は残つたが畫面は焼失、或は剝落、消火ホースの注入の爲めに壁畫の重要な箇所到大穴が數ヶ所もあり内陣、柱、扉、長押、天井等の内面は黒焦げとなつてゐる。幸に解体中の事として上層の屋根瓦小屋組、其の他の架構、裝飾等は已に本尊其の他の佛像と共に他に移してゐたから此の度の災害から免れた。また裳階及内陣の外部は被害極めて輕少である。失火が發見されたのが朝であつたので附近の消防團も早速駆け付け消火につとめ漸く9時頃鎮火した。

金堂の詳細なる被害調書は何れ夫れ夫れ専門の立場から執筆があらうかと思ふから之は省略する

2. 失火の起因 失火の起因に就ては所轄署を初め檢察廳に於て嚴重調査研究の結果『電氣座布團』に依る失火といふ事に略決定したとの事である。

法隆寺の金堂には昭和15年頃壁畫模寫工事開始と共に螢光燈の設備されるに當り、東芝電氣の丁

事にて100ボルトが12本配線されてゐたが昨年十一月迄モーターのエヤーコンプレッサー用200ボルト線1本が増設され今日に至るまで別に何等の異狀がなかつた様であるが、偶々最近模寫畫家連の暖房用として電氣座布團の要求があり焼失5日程前に森村電氣店施工にて100ボルト2本を配線し、京都高島屋より電氣座布團18ヶを購入し早速之を使用したことから此の度の一大痛恨事を引き起したのである。

普通電氣座布團には自動調溫安全裝置があるもので70度に達すると接觸が外れて電流を止める仕掛になつてゐるから大丈夫である筈であるが、今回の座布團に就て阪大工學部の竹田教授の調査によると、三京社の製品(責任者井上渉氏)にて製作者は無免許者にして自動調溫裝置なく過熱のまゝ電流が通じてゐた事實、なほニクロム線は石綿布で二枚巻き絶縁すべきであるに僅かに石綿糸をまきつけてあるだけで絶縁が極めて不完全なこと。ニクロム線は直径0.8ミリの太いものを使つてあるが太い線はかえつて切れ易くその際火花がとび表の綿にまで引火したものとの事である。

また逓信省電氣試験所、中路幸謙工博の談に、螢光燈に比し電氣座布團の設備は不完全である。使用されてゐた電氣座布團は試験所の認證を受けていない格外品であつた。

前日の終業時間に使用者たる畫家連がたしかにスイッチを切つて歸つたといひ、また失火當時電氣責任者たる佐藤亮掌氏が早速現場にかけつけて配電室をのぞいたときスイッチはオフとなつてゐたが水にぬれてゐたと證言してゐる。

以上から考へて前日から座布團が過熱され、翌朝になつて燃え熾つたといふことになる。尙其の日未明には法隆寺管主佐伯定胤師が聖靈院の往復にも氣が付かなかつたとの事である。要は粗悪品

であつた座布團がスイッチが切れてゐてもそれ以前に内面でくすぶつてゐたといふ結論になる。

何はともあれ世界の至寶を座布團一枚で烏有に歸したことは悔んでも悔んでも諦め切れない事である。我々はもう之れ以上愚痴を言ふべきではない、覆水は再び盆に還らず、死んだ兒の歳を數へる馬鹿ではありたくない。今此の大過失を轉じて今後の爲に大いに善用しなくてはならない。

我々の目前に迫つてゐる問題は如何にして再建すべきか、今後の國寶保存に對する種々の課題に對する研鑽である。

3. 再建に就て 現在焼け残りの柱はあのまゝ流用して焼失部分（表面より1寸内外）を剥ぎ取り沿え木を施して用ひること、現在の日本ではあれ丈の檜材の同質のものは短時日には到底入手至難である。沿え木をしても東大寺大佛殿式に施工すれば差支ないことである。壁畫は一と先づ現在の柱間から取り外し適當に畫面の保存施設の化學的處理により現状に復原保存すること、決して取り外して他に移してはならない。假定へば敦煌の壁畫が大谷伯の手によつて旅順の博物館に保管されてゐたのを見たことがあるが此の度ソ連軍が搬出行方不明と聞いてゐる。敦煌にあれば永久に保存さるべきを一と度搬出されれば一時は立派に保護を受けるとも永久にその場所に保證されない事情が起つて来る。扉板も絶対に一枚板では再製不可能であらうと思はれる。出来る丈焼け残りの残木を補修再使用するに差支あるまい。

4. 修理事務所の機構に就て 我々は此の度の焼失の責任者を追求するのでもないが要は機構の欠陥は不詳事を起したといつてもよい。あれ丈けの重要な工事責任者が片手間仕事であつてはごうせ身の入るためしはない。昔から役人の片手間仕事といつて形式論のみで内容のない事を暴露したよい實例である。所長は東京で大半を、主任は奈良の博物館でゐたことは此の際考へねばならぬ。私の私見としては所長は寺の住職がやるべきである。何故なれば物件の所有權者は住職である以上

最大の責任者たるべき地位にどこまでも任すべきである。そこで技術の面のみを文部省なり大學なりの權威者が擔當し所長の命によつて各自の分擔に奉すべきである。修理事務所と住職とは表裏一体でなければならぬ。次に修理技術と研究とは別個のものでなければならぬ現場に於て研究しつつ同一人が施工に當るといふ事は二兎を追ふものは一兎を得ない事である。尙、經營部門を掌る者も必要である。即ち經理運營に關しては政府當局、一般社會に對して國庫補助額、一般寄附金募集の技術に堪能の者も忘れてはならない。

是迄の役人氣質でやつてゐるは物價變動の甚しい近頃では到底不可能事ではあるまいか、近頃の修理事務所の現状は徒らに人件費と事務費に消費されてゐる事實は證明してゐるではないか。一定の工程に對する豫算が決定されたときは相當なる良心的請負業者に請負工事としてもよいのではなからうか、私は今藥師寺の若宮社の修理工事の竣功に際し其の自信を持つ者で人件費と諸雜費の僅少なる事は日本の保存事業中の首位といつてもよい。奈良の極樂院は着工以來數年を経るも未だに完成を見ないのも充分研究すべき問題である。

或る地方では國寶に指定されることを極度に回避する實例を屢々見るところである。之は修理に際して僅かの補助金を貰ふために必要以上の經費が要るからである。出張旅費、日當、諸雜費、等々、然かも肝心の材料等の購入費は極度に節約した爲め新調の瓦葺きが翌年葺き替えねばならなかつたり、いろいろの過去の罪狀の劫火は法隆寺の金堂を焼いたとも云へよう。

5. 國寶保存法の改正 國寶保存法の實施面を見るに國寶指定に當り保存顯彰の充分價值あるものが委員會通過に數年を要するかと思へば數年前に委員會に審議に掛けて否決されたものが知らぬ間に指定されたりしてゐる。又修理工事に於ても倒潰第一歩手前の危險狀態のものが放任されて現状の儘にても一向差支なしと思はれるものに補助金が下附されたり不思議な現象の實例がよく證明

時 報 時 論

長き日を啼かれぬ鹿の欠呻哉 蕪村

冬が去れば、春が来る。想えば十年に近かつた冬も追憶の彼方に薄れ行く春が来たのだ。蕪村の句で萌え出る若草山の景色が目に見えると、これと一處に『柿食えば鐘が鳴るなり法隆寺』と子規の句も想ひ出される。この句は法隆寺を背景にして始めて味われる情景であつて、あの大和平野の西低い丘を背にした堂塔の參普と松林の間に隠見する、輝いた眞赤な柿が蒼い澄みきつた虚空に二つ三つ浮かぶ、柿を噛む齒の感觸と舌ざわり、と色々なことが目に鮮やかに想える。が、外の寺でそんな感慨が浮かぶだらうか。實にや、故京や史蹟は、心の故郷である。古美術品は魂の故郷である。その一つ法隆寺金堂は、解体中の昭和24年1月26日に焼けた。柱表面が1寸余りが焦げ壁畫も焦げ消防で穴があいた。上層の大部分は解体してあつたので助かつた。電氣による失火と決まる、ところが又1ヶ月で、2月27日伊豫松山城乾門附近から失火したが天守閣は免れたという。この城も國寶である。これもルンペンの失火らしい。今迄身邊の雜事に追われていた、われわれにとつては全く贅餘であつた。改めて見渡せば桂離宮の荒廢を始めとして、心なき人々に荒らされている國家級の建物や雨傘さした古美術品もあるという。國家と共に、われわれも一層注意して掛け替えの財産を守らなければならない。



古いものへの愛惜もさることながら、能代と明石の大火は更に痛ましい。數萬數千の同胞が寒風慘雨に曝され衣なく住を奪われた。これを悲しむよりもこれを契機として一層不燃化都市の建設に

してゐる。尤も之には負擔金といふ問題の一語に解決されるだろうが事實は負擔金さへ出せない資力の所有者こそ國家が責任を以つて修理保存して行くところにこそ國寶としての意義があるのではなからうか。茲にも大きな法の不備があると思はれる。此点今少し實際的有効に取扱の出來、不公平なき取扱の出来る様に改正すべきである。當局に於ても法の不備を承知しつつ改正案さへ考慮しないのは職務怠慢であり不忠實ではなからうか。

以上の欠陥は我國文化水準の低級と一面財政の貧困さを物語るものである。こゝに於て現在指定物件の再認識を必要とする。現在の状態では國寶指定數と經濟とはアンバランスであることを認識し之等に對して等級を附すべきも一案かと思はれる各時代を通じて是非是丈とはいふ優秀なものを厳選し優先的に修理を施すも一方法であらう。

6. 結語 國寶に對しては是迄所有者と政府との相互關係のみで國民全般には余りに無關心であつた。殊に我々建築技術者間に於ても全く他山の石として看過して來た。今後は國寶である以上國民全体が之を保存すべき責を負ふべきである。此際建築學會や當協會に於ても卒先して國寶建造物に對して關心を持ち研究すべきである事を要望する

現状の如く建築學を修めたものが歴史家の立場に立つて文獻の涉獵に致々として研究をすゝめるものが多く文學博士に似て非なる工學博士の續出するのも滑稽の至りであり之も法の欠陥であらう

最後に云ふ世の建築家達！我等の祖先の遺した偉大なる藝術作品を文化遺産を守るにもつと忠實であり熱心であつてほしい。一部の特種技術家にのみ放任すべきでない、本年に入つてからも法隆寺に亞ぐに松山城も焼いた。明治以降に於ても百余に余る逸品を消滅してゐる。再び云ふ、法隆寺の如く保存すべき任にある修理事務所が自らの手にかけて焼いて終つた、之では全く『醜利自無所』と看板を書き替えなければならぬ。願はば今後は法隆寺の轍を繰り返す事なき様官民一致協力すべき連帶責任を痛感し各自反省するとともに維持保存に萬全の努力すべきを力説して筆を擱く。

(昭和24年3月東大寺修二會參籠の日)

邁進しなければならない。言論に計畫に更に實行まで進みたい。但し、實物教育はもういらぬ。



協會を中心推進力とする不燃化都市の運動も會員諸氏の一層の支援を望むものであるが。

1. 消防の記念日などとタイアップして定期的な根氣のよい啓蒙運動を展開する。

2. 國家や地方の住宅建設計畫の内、木造より不燃造の方を増加する。

3. 不燃造を建てる方が木造よりすつと得なことを實際化する、少くとも木造に比して、國家助成金の増額、保険料の減額、消防負擔金の減額など計數的に明にしたい。

掛け聲ばかりでなく地道でも2,3に力を注ぎたい。國家や公共体が急ぐという理由だけで總建設の僅かに1~2割の不燃造の見本を造るだけではいけない。戸數で半々迄進めなければ意義をなさないと思う。



建築の中心推進力は、その擔當技術者である。技士はいかにあるべきか?という事も學會、士會、業會と共に協會で研究されている。今の構想では總ての建築家は一定の資格で一應登録したものを建築士(假稱)として全責任を持たすのである。これに今までの官僚統制でなく建築士管理委員會がその運用の中心となるのである。これは昨夏學

術會議法が行われた時一部から提唱されたのであるが建設業法によつて更に促進されたものであるこれによつて、前號所載の米國流の技士(設計)請負、下請負、労働者の四本建に一步でも近づければ結構だと思う。會員諸氏の御聲援と建設的意見を大に期待したい。



工事契約請負規程は既に四會連合即ち、學會、士會、業會、協會の四會で制定されていた。が、戰時用版もでき、更に終戦後物價廳の案が制定告示された(これは官應用)のを取り入れて新しい時勢に、殊に權力的片務的色彩の拂拭を目指して昨夏から努力が続けられている。各四會の基礎が昨年中にでき、今春から取り纏めて1本にする幹事案ができ、これを練つた新規程が近く發表される筈である。この案に直接取り入れられていないが、東大法學部川島武宣、渡邊洋三兩氏の土建請負契約論は示唆に富む論文である。



新聞に住宅金庫、住宅金融公社の案がでて來たのは嬉しい。協會は終戦直後の時局對策委員會からの懸案である。別項の建議を會員諸氏と共に推進したい。



百人の夫土堀る日永かな 子規
われ人ともに復興の土を堀ろう。(帝塚山莊)

強くて優雅な

リグノイド床

専門



施工

田辺工業有限會社

大阪市西区江戸堀上通一丁目五

電話土佐堀44-3425

福岡縣建築部構成

建築部長	宮脇晴美
企畫課長	志年田春夫
住宅課長	錦田直一
營繕課長	安田拓
建築課長	前岡幹夫

もつと強力なものが 欲しい

吉田安三郎

今日復興を阻んでいる二つの問題は、土地と資金の問題である。殊に此頃金詰りに依て資金問題は最も重大な、急迫せるものとなつて來ている。

では、之に對して政府が如何なる對策を持つてゐるかという、一寸私としても申兼ねるのであるが、最近に於ては概して、復興問題に對してあまり力はいつていない事は確かな様である。先日行われた總選舉に際して、私のふと感じたことであるが、各候補者の政見發表の内容は、以前の様に復興問題が強調せられるのを殆んど聞かない而も聴衆の方でもそれに不審を抱いていないかに見えることである。政見の概ねは、政界の淨化を説き、經濟九原則の實行を約するという一定の型に定まつていた様であつた。成程、之等の問題は今日最も重要なものであらう。特に九原則は進駐軍によつて提示せられた我國再建のキーポイントであるから、之を逃がしてはならないが、經濟再建に繋がるものとして復興問題も亦之に併行して進まねばならぬものである。即ち、都市は生産交易の場でもあり、同時に勤勞者の生活、換言すれば再生産の場であつて、都市復興はそのまゝ經濟再建への道であると思う。

何しろ、この度の我國の戰災復興は量に於てあまりにも龐大なものであつて、從來のあらゆる經驗の外にあることは見逃がせぬ事實であるが、一体に我國に於ける都市政策は低調稀薄の感あることも亦争われぬ事實である。その点、歐洲諸國は流石に常に先進國の觀があり、特にそれ等諸國が第一次歐洲戰後にとつた都市政策は、充分我々の參考になるものがあると思う。

例えば土地政策に就いては、イギリスは1919年に制定した住宅都市計畫法に就て、地方治体の住宅建設に必要な土地は、自治体自心に於て土地獲得の爲に強制命令を發し、その土地に定着する住宅其他の建物を買収する權限を與えており、且行政區域外にも自由に獲得し得る様な手段も講ぜられた。オランダ、ベルギー、スウェーデンに於ても同様又は之に準ずる權限が認められてゐる。又プロシヤに於ては1918年に臨時的措置として、非常に簡単な土地收用法を認め、1919年に於てはドイツ國命令を以て小中住宅建設に就き、地方住宅委員というものをつくり之の決定により簡単な手續で收用し得る權限を認め、次いで又土地供給組合設立に關する規定を設けて、この組合には移住者のための土地の獲得を義務づけ、同時に土地收用の權限を與えているのである。かく歐洲諸國は戰後の住宅土地問題に強力な手を打ち、殊に敗戰國獨逸に於ては凡る策を以て處しているのである。

又、資金の政策に於てはどうかというと、概して歐洲諸國は不動産金融機關が發達してゐて、大建築會社、大資本家、住宅組合などが夫々適當な金融をやつておつて、建築資金の調達が割合に容易なのであるが、しかも戰後に於ては更に政府は之を推進し、充分の方策を講じてゐる。就中ドイツに於ては、國營貯蓄金庫資金の約40%を、38個の民間不動産抵當銀行はその抵當證券發行高の93%を、又各都市の地主組合、抵當證券組合の經營するもの、國營地方經營のものなどが貸付高の平均50%を夫々都市の不動産に金融している。勿論以上舉げたものはその主要なもののみであつて、この他に多數の信用機關や金貸業もあり、可也多方面からの金融の道が開けていたが、更に國家は制度を新たに設けて、國家資金を供給し、各種の保證法を設けて公務員や傷痍者や遺族のために保證をなし、公共信用機關をつくり、又その様な信用の保險や保護をやつたのである。

この様にドイツに於ては、あらゆる種類の都市の土地に對する不動産金融の途が講ぜられ、法制

の完備と相俟つて都市の建設や改造を強力に推進して来たため、その復興も又目覚ましいものがあったと言うことが出来る。

翻つて現在の我國ではどうか。土地問題については、現在焼跡地は區劃整理を國庫の補助のもとに各戦災都市の自治体が之を施行してゐるが、公營の住宅建設に必要な土地も之を集团的に収用する制度はない。又焼跡地以外に於ては自作農創設特別措置法の適用によつて現状が農地の場合は國家に於て之を買収して耕作者に賣渡して、自作農地に切り換へるという措置が相當強硬にとられ、從來宅地だった土地も農地に轉換こそしているが之亦住宅建設のための用地の獲得には何等の措置がないということが出来る。

從來我國の都市計畫法では都市計畫事業に必要な土地に就ては土地收用法の適用があることになつており、その都市計畫事業に一團地住宅經營も含まれてゐるが、未だ充分に此制度の活用の途が開かれてはいない様である。此度大阪府で其一例を試みては居るが一般には尙困難な状態である。

又金融方面に至つては更に貧弱である。從來我國に於ける不動産金融機關は勸業銀行など二三のものがあるだけで、而も終戦後之等の機關は完全に都市の不動産金融を停止しているし、唯一の國家金融である例の復興金融金庫も一般住宅建設者への融資は皆無であり、又戦災者や引揚者に對する援護事業としての低利資金があるが之はほんの一時しのぎの生活費程度のものであつて、今日の高價な建設費に對しては何程の足しにもならない状態であつて、ましてこの金詰まりの打開には殆んど無力というべきであらう。まづ、今のところ都市復興に對する一般民間へ融資は絶望の淵に立つていたのである。結局、今日の都市復興に横わる諸問題の解決には、何等か國家の制度なり法律なりに劃期的な措置が望まれるが、それと同時に民間に於ける都市復興の經濟的な重要性が充分理解せられて、之等の問題に於ける種々の隘路打開に一大運動が展開せられんことを期待してやまない。

(筆者・大阪府建築部長)

京都博覽會見學豫告

四月十日から五月末日迄開催の京都博覽會を、京都支部と大阪會勢委員會共同主催で下記要項に依り見學する。御申込ありたい。

要	項
日 時	五月三日(火)午前十時集合豫定
見 學	第一會場 丸物・第二會場豊國神社境内・協賛會場 二條城本丸・鴨川おどり
會 費	¥160.00 各會場、鴨川おどり入場券共、五月三十日迄有効の入場券を引換に渡す。 (往交通費自辨、中食持參の事)

申込締切 四月二十日迄に會費を添へて京都支部又は大阪本部へ便宜申込まれたい
當日の集合場其他詳細は四月二十日後申込者に御知らせする。 以 上

社團法人 日本建築協會

京都支部 京都市上京區河原町夷川東入ル

大阪本部 大阪市北區朝日ビル本會事務室

大阪市東區天神橋建設會館内分室

お 願

建築と社會第26輯第1號と第9號が欠本となり困つてゐます(昭和18年1月・9月發行)御譲り下さる方がありましたら本會編集部宛御郵送又は御知らせ願へば參上致します。

所要數は二部宛希望致します。送料の外謝禮は着本の上御届け致します。會員各位御斡旋あらん事を特に御願致します。

社團法人 日本建築協會

本會事務所 朝日ビル六階電話土佐堀①1836番
分 室 市内東區天神橋 大阪建設會館内
電話東(64)0861~6, 1251~5

建築文献目録

林 野 全 孝

A 構 造

1. 「基礎の支持力論」 星塾和著 コロナ社刊 ¥280
地盤の性質、基礎の降伏荷重及び破壊荷重について土質力学上の諸問題を主体にしてその理論的な考證と應用工学としての研究を論ず
2. 「不静定構造概論」 齋藤謙次著 理工學園書出版協會刊 ¥120
3. 「鋼筋コンクリート材の削削」 坂 靜雄著 建築學研究刊 148 149號

B 計 畫

1. 「新住宅懸賞競技特輯」 家庭労働の削減を主体とする「新建築」第23巻 8號
2. 「椅子の新しい構成」 劍持勇「新住宅」19號

C 施 工

1. 「建築工事施工便覧」 大澤庚子男著 中村書店 ¥150

D 一 般

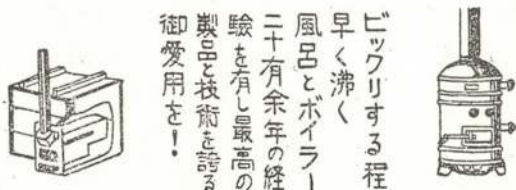
1. 「日本建築運動史を注目せよ」 高橋壽男著「新建築」23巻 9號
日本の建築家よ、組織的な建築文化運動を推進し、より建築運動史を注目せよ、と人民と結合した建築革命の必要を論ず。
2. 「土建の特殊性と組織について」 — 空白地帯の實相 川上富夫著「前衛」34號 空白地帯、それは土建労働者のギルド的組織である、とその組織や形態の民主化闘争の必要を具体的に述べられている、一應土建労働者必讀の意義がある。
「建築家の手帖」 藤島玄治郎著 酣燈社刊 ¥220 氏の隨筆集
4. 「タウト建築藝術論」 篠田英雄譯 岩波書店刊 ¥300
建築家の精神は建築の前提としての技術、構造及び

機能を自在に驅使するだけの修練をつまねば生れない。タウトの一環したこの思想は「建築に関する考察」「すぐれた建築はどうして出来るか」の二篇に加へて、その姉妹編として書かれた。

E 建 築 史

1. 「正倉院建築論考」 藤澤一夫「史迹と美術」192號 石田説を批判し四天王寺藏圖中の寶藏を考察に古代の雙倉形式を考え正倉院中倉問題に論及す。
 2. 「關東古寺」 井上政次著 羽田書店刊 ¥210 美術者としての著者が關東の有名な各寺の古美術を尋ねて紹介している。
 3. 「南都、北嶺」 中村直勝著 星野書店刊 ¥160 奈良及京都の古寺の文化的な考察
 4. 「日本古建築提要」 天沼俊一著 河原書店刊 ¥500 故天沼博士の遺稿を村田博士が整理編輯されたもの多くの圖面をのせ多數の古社寺について主として様式的に詳説されている。
 5. 「日本建築生産史」 原澤東吾著 内田老鶴園刊 ¥380 既刊の「日本建築經濟史」を新しく書き直したもの
 6. 「茶と家と庭」 龍居松之助著 彩園社藝術文庫 5. ¥120
 7. 「西洋近世建築史要」 田邊泰著 彩園社刊 ¥200
- △日本建築學會論文集36號の論文は割愛した。

タカラ風呂 タカラボイラー



大阪市浪速区賑橋西詰角
株式會社 **タカラ商會**
代表取締役 保科通治

建築士(假稱)法草案について

昭和二十三年夏頃から建築技術者の資格制度調査について一部より話合があつたが、これについて日本建築學會、日本建築士會、全國建設業協會と本會との四會連合で委員會をつくつて調査研究することになつてゐる。

これについて同委員會の幹事作成の『建築士法案』ができたのだが、その構想について更めて施工分野に於ける建築技術者を含めた案、例へば『建築技術者法』(假稱)を研究することとなつた。本會もこれについて委員會を作り研究することとし、取り敢えず本會の試案を作りこれを基礎として研究することになつた。この案は、設計者と工事擔當者を含むのは勿論であるが、果してその意圖が表現されているか、方法はどうか、その他について會員諸氏の忌憚ない御高見を委員會宛に申出でられれば幸甚であると考えらる。

敢て高批をまつ。

建築士法草案

第一章 建築士の職務および資格

第一條(目的) 國民の生命財産の安全と健全な生活と生産の向上とを確保するために建築士は建築(物)の設計又は工事施行にあたりもつて、建築物の災害防止、機能の適正、建築文化の向上を圖るものとする。

第二條(建築士の定義) この法律において建築士とは次に掲げるものをいう。

- 一、建築(物)の設計、認証又は工事施行をする。
- 二、これをその業(務)又は職(務)とする。
- 三、この法律による登録をして建築士の名稱に用う。

第三條(定義) 前條でいう「設計」とは、建築企畫を技術的にまとめて創意工夫によつて計畫をたて建築(物)の完成に必要な圖面及書類等を作成する事をいう。前條でいう「認証」とは、他人の作成した設計圖面又は書類について認証者がその責任を負うことを承認することをいう。

前條でいう「工事施行」とは、建築の實施について設計に基づきその施行を計畫し、又はこれを適確ならしめるために技術的に協力することをいう。

第四條(資格) 建築士は次の資格を有することを要する一、成年者であること。

二、建築士検定に合格し、且つ三年以上建築設計又は建築の工事施行の實務修習を了へたもの。

前項第二號の検定並びに實務修習について必要な事項は建築士管理委員會の議を経て建設大臣これを定める

第五條(無試験検定) 次に掲げる一にあたる者は無試験検定とすることができる。

一、學校教育法による大學、舊大學令による大學、舊專門學校令による專門學校において(正規の)建築學の課程を修めて卒業した者。

二、外國の大學又は專門學校において(正規の)建築學の課程を修めて卒業した者。

三、外國で建築士の資格を得た者で建築設大臣が適當と認めたる者。

四、建設大臣が前各三號に掲げる者と同等以上の學力および技能を有し且つ適當と認めたるもの

第六條(欠格要件) 次に掲げる一にあたる者は建築士の(登録)資格を有しない。

一、禁治産者又は準禁治産者。

二、破産者であつて未だ復権を得ない者。

三、禁錮以上の刑に處せられた者。

四、國家公務員法(昭和 年法律第 號)又は地方公務員法(昭和 年法律第 號)の規定によつて懲戒免職せられた者。

五、この法律によつて登録を取消せられた者。

前項の第三號第四號第五號について、その處分又は執行を終つた日から二年を経過した者はこれを除く。

第二章 建築士の登録

第七條(登録建築士原簿) 建築士となるには建築士原簿に登録せられることを要する。

登録の効果は、その登録の時期において發生する。

建築士原簿は、これを建築士管理委員會に備え、その副簿はこれを建築士地方管理委員會に備える。

何人も(別に定める所により)建築士原簿又は副簿の閲覧を求めることができる。

第八條(登録の手續) 建築士の登録をする者は建設大臣に登録請求をすることを要する。建築士登録を取消そうとするときまたこれと同じとする。

建築士登録および閲覧について必要な事項は建築士管理委員會の議を経て建設大臣これを定める。

第九條(登録の取消) 次に掲げる一にあたるるとき建設大臣は建築士原簿登録の取消をする。

一、第六條の各號の一によつて缺格者となつたとき。

二、建築士死亡したとき。

三、建築士より登録取消の請求があつたとき建築士について前項第一號、第二號の事由が生じたときは、建築士又はその關係人は遅滞なくこれを建設大臣に届出を要する。

第十條（登録の告示）建築士原簿の登録および登録取消は建設大臣これを受理後三十日以内に告示し、かつ本人又はその關係人に通知を發することを要する。

第三章 建築士の権利および義務

第十一條（事務所届出）建築士が事務所を設けたときは直にこれを建設大臣および建築士地方管理委員會に届出を要する。事務所を移轉したときまた同じ

第十二條（建築士の品位保持）建築士は（關係）法令に従い誠實と信義とをもつてその職務を行い、職務の内外を問わずその品位を保持することを要する。

第十三條（秘密の保持）建築士又は建築士であつた者は他の法令に別段の定めあるときを除く外、その職務上知得した秘密を保持する権利があり義務を負う。

第十四條（著作権）建築（物）設計に関する著作権は、その建築の實施せられると否とに拘らず、その著作者である建築士はこれを占有する。

第十五條（設計圖書）建築士の作成し又は認證した設計圖書には、その作成年月日と建築士の登録番號を記載し、かつ記名捺印することを要する。

第十六條（責任および免責）建築士又は建築士であつた者は、その關與した建築物についてその職務全部の責を負う。ただし、豫め職務の分担を定め、これを明示したときは、その部分について責を負う。

前項の規定は、建築物の竣工届出したときから三年を経過したとき、その責を免かれる。（ただし、故意又は重大な過失があつたときはこの限りでない）

第十七條（委嘱、辞嘱、解嘱）建築士は、建築（物）の設計の求めがあるとき、正當な事由がなければこれを拒むことはできない。

建築士は、その委嘱を受けた建築（物）について、その業又は職務を遂行するに重大な支障があると認めたとき、辞嘱することができる。

前項のときは、その旨を建築士地方管理委員會に届出をしなければ第十六條の責を免かれない。

前項は、これを建築士がその業務又は職務を遂行しないために、委嘱者がこれを解嘱するときにも適用する第二項第三項について届出あるとき、建築士地方管理委員會は必要があると認めるとき當事者又はその關係人に適當な措置を勧告することができる。

第十八條（競合禁止）建築士は、次の各號のときこれが委嘱を受けてはならない。

一、他の建築士がすでに委嘱されたもの、ただし、職務の分担あるものはこれを除く。

二、他の建築士との間に紛議ある建築物で、未だその解決のつかないもの。

第十九條（報告書提出）建築士は、建設大臣又は建築士管理委員會の必要あるとき、その数（務）又は職（務）について報告書を提出することを要する。

第四章 建築士管理委員會

第二十條（任務）この法律の圓滑な運営を圖るため、建築士管理委員會および建築士地方管理委員會を設ける。建築士管理委員會は建設大臣の、建築士地方管理委員會は都道府縣の管理とする。

第二十一條（権限）建築士管理委員會は、次に掲げる事項を行う。

一、この法律の運用は必要な規則、規約の制定、改正又は廢止。

二、（建築士の懲戒その他の處分について）建築士地方管理委員會の決定に對する再審。

三、その外建築士の制度および業務改善に關する答申又は具申事項。

第二十二條（構成）建築士管理委員會は、委員七名をもつてこれを構成する。

委員は、國家公務員法第條第 項第 號の特別職とする。

委員は、官公吏および學識經驗者より四名、建築士より三名を選任し、建築士管理委員會の委員は、建設大臣の推薦により内閣總理大臣が、建築士地方管理委員會の委員は都道府縣知事の推薦により建設大臣が、これを任命し又は委嘱する。

委員の第二回より後の選任については、前項の推薦者と委員會との合意を必要とする。

第二十三條（任期）委員の任期は、四年とし重任はできない。ただし、最初の委員の中、三名は互選によつてその任期を二年とする。

補欠による委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

第二十四條（身分保正）委員は次に掲げる一にあたることを除いて、在任中その意に反して罷免又は解嘱されることがない。

一、第六條第一項による缺格又は第九條第一項による登録取消の條項にあたるに至つたとき。

二、建築士である委員がこの法律による懲戒を受けたとき。

三、その外建築管理委員會によつて、委員として適しなと決定されたとき。

委員が前項各號の一にあたるに至つたときは、直に罷

免又は解雇されることを要する。

第二十五條（委員の權利義務）委員には實費補償をすることを要する。ただし、他の官職を兼ねる者についてはこの限りでない。

委員には、第十三條および公務員に関する規定を準用する。

委員は、自己に直接利害關係ある事件について、その議決に加わることはできない。

第二十六條（事務局運用規則）建築士管理委員會の事務を處理するために、建築士管理委員會事務局を置く。建築士管理委員會は、委員長その外會の組織運営につき、および事務局につき、必要な規則を制定することができる。

第二十七條（地方管理委員會の権限）建築士地方管理委員會は、次に掲げる事項を行う。

- 一、建築士登録に関する事項。
- 二、建築士について指示、勧告又は懲戒決定に関する事項。
- 三、建築士間の、又は建築士と委嘱者間とに紛議あるときこれが勧告又は調停に関する事項。

第二十八條（規定の準用）建築士地方管理委員會については、別段の定がある外、建築士管理委員會に関する規定を準用する。

第五章 懲戒および調停

第二十九條（懲戒の原因、懲戒権者）建築者次に掲げる事実があつてその責が建築士にあるとき、建築士地方管理委員會は、建築士を懲戒することができる。

- 一、この法律又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 二、建築士が建築法規に違反した設計をし、又は認證してその建築物が實現したとき。
- 三、建築士が作成又は認證した設計（圖書）に基いて施工された建築物に重大な欠陥あつて、人命財産に損害を及ぼしたとき。

前項は、建築士であつた者にもこれを準用する。

第三十條（懲戒の申告）なに人でも建築士に前條にあたる事実があると認めるとき、これを立證して建築士地方管理委員會にその建築士の懲戒申告をすることができる。前項の申告があるとき、建築士地方管理委員は、遅滞なくこれを調査し決定を與へることを要する。

建築士地方管理委員會は、建築士に前條にあたる事実があると認めるとき、職權をもつてこれが申告、調査決定をすることができる。

建築士は、懲戒申告あるとき、その決定あるまで、登録の取消はできない。

第三十一條（調査、決定、再審）建築士地方管理委員會

は、懲戒申告者と被申告者との立會で懲戒事實の調査をすることを要する。

前項のとき證人、參考人の申請、證據の提出、鑑定人の鑑定等の機會は平常に與へられることを要する。

懲戒の決定は、相當な證據によつて第二十九條にあたることを明示することを要する。

建築士は、建築士地方管理委員會の懲戒決定に不服あるとき、その決定の日から二十日以内に建築士管理委員會に再審の請求をすることができる。再審の請求がないときはこれで確定とする。

第三十二條（懲戒の種類）懲戒は次の四種とする。

- 一、戒告。
- 二、十萬圓以下の過料又は一年以下の禁錮。
- 三、一年六月以下の業務又は職務の停止。
- 四、登録の取消。

前項の過料の裁判の執行については、非訟事件手続法第二百八條の規定を準用する。

第一項による懲戒は、他の法令による訴追をきまたげない。

第三十三條（懲戒免責）懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の申告をすることは出来ない。

第三十四條（勧告、調停）建築士について建築士と紛議が生じたとき、建築士地方管理委員會は當事者の調停申告により又は職權によつてこれが調停又は勧告をすることができる。

前項については第三十條および第三十一條の規定を準用する。

第六章 罰 則

第三十五條（建築禁止）建設大臣の定めに建築物を除く外、建築士の作成し又は認證した設計圖書でなければこれを建築してはならない。

第三十六條（非建築士）建築士でない者は、建築士、（建築事務所）又はこれに類似する名稱を用いてはならない。

建築士でない者は、建設大臣の定める建築物を除く外建築士の業（務）又は職（務）をしてはならない。

第三十七條（處分）前二條の規定に違反した者は一年以下の禁錮、又は十萬圓以下の罰金に處する。

第三十八條（従業者の處分）第三十五條又は第三十六條の規定に違反したときは、その違反者とともに法人又は使用者にも第三十七條を適用する。

第三十九條（證人等の處分）建築士懲戒の調査において事件關係人、參考人又は證人が正當な理由なくして出頭せず、又は虚偽の陳述もしくは報告をしたときは一萬圓以下の過料に處する、鑑定人が虚偽の鑑定をしたときもまた同じとする。

會務報告

理事會（二月定例）

二月十七日 於朝日ビル事務室 井上副會長外七名出席

議 事

1. 昭和二十四年度收支豫算編成の件、主記、主計一任
2. 新評議員會開催の件、三月下旬申合せだ
3. 創立記念日催事の件、主記一任
4. 各支部長會議の件、創立記念日事業と併行主記一任
5. 住宅金庫設置問題の件、住宅委員會に建議等一任
6. 理事病氣見舞の件、岩尾保衛氏、松久保敬三氏兩理事舊冬來重病につき夫々見舞の事申合はせた
7. 焼けない都市展開催申出の件、次回廻し
8. 會員詮衡、別表の通り入退會承認

諸 報 告

一月分會計報告・廣島、九州支部狀況・不燃都市問題經過・學會近畿支部長交替の件・四會連合請負規程改正經過・テツクス、スレート協議會經過等

工事請負規程改正委員會

昨年來四會連合の下に検討を續けてゐる、本委員會は漸く四會の提案が揃つたので二月七、八、九日の三日間學會で四會委員集合最後の仕上げに着手した。本會からは藪中主記理事上京參加した

連 合 部 會

二月二十二日大阪建設會館で綜合、電氣、技術管工、建材の五部連合會を中澤理事司會の下に開催した。當日の主たる話題を拾つてみると大要下記の様であつた。

◎故片岡會長以來建築と社會を通じて一般啓蒙に力を注がれたのである。今後共會誌を利用して實用的な座談會を度々開く事、數回後内容ビツクアップしたら一つのハンドブックを作る事も出来ると思ふ。

◎全部會及一二の部會を成可く多く開き一般啓蒙並に横の連絡を計れ。

◎目下協會で邁進運動中の住宅金庫設置に伴ひ住宅博覽會を開催せよ。大正十年の頃さへあの犬々の的に催された櫻ヶ丘改良住宅大博さへ出来たのである。例へ金庫が出来なくても協會單獨で實行されたい。本會の力と網羅されるエキスパートを包容する協會として必ず實現されると考へる、然も自他共益する所が多いであらう。

◎現在の狀勢下で協會が余り多方面に亘る事業計畫は不可である、大風呂敷を擴げず年に一つでもよい實のある仕事をやる事だ。當面の問題として技術的低下を助ける事等は重要の一事業である。

◎地震、耐火に役立つ様建材方面も良質の物を使い理想的住宅の建設に進む様指導すべきである

◎建築と社會を平易に例へれば、アメリカ雑誌の様に興味本位的に誰でも手に取つて讀む様にされたい、廣告面も今少し考ふべきである。

◎都市計畫殊に大阪市の都計等に協力されたい。現在どうなつてゐるか？

◎業者は新しく建つる者の爲にも樂に出来る様指導すべきである。

不燃都市の促進もよいが現在は木造建を急ぐ時だ、然るに住宅の建設には種々難關があるが、之を突破するとしても課税の外に更に資金の出所迄提示せねばならぬなど全く困る。制限徹底

と共に之等の問題を考究さるべきだ。

以上の通り大變有意義な集りであつた。今後共此の催しは適宜開催し更に一層活潑な意見を開陳されん事を望んでゐる。各意見に對しては實行出来るものは實行に移し、研究するものは夫々の機關に諮り調査を進める考へである。今後の催しには奮つて多數の参加を願ふと共に、参加出来ない方からも時と題材を問はず、どしどし書面で寄稿されん事を御願する。

大阪會勢委員會

二月の催しは寒さの折柄であり外出をやめて、二十三日中座の喜劇を見學する事を發表した所、家族同伴もあり忽ち豫定の座席が満員となり七拾余人の参加者で非常な盛會であつた。二時半から會我廼家一座に泣いたり笑つたり、小半日を暫し浮世を忘れ心の洗濯をした様な心地がした。残念なのは閉幕後當日の景品として高田アルミ製品の抽籤に移り何もお土産がなかつた事である？

尙當日は二時半から同座前の松川茶屋で木村委員長外委員集合三月の催しとして内外木材や、あやめ池ステートフェア等の見學に付協議した。

兵 庫 支 部

◇一月十四日 正午～二時 桑田ガラス於正和寮岡本支部長、桑田副支部長外幹事、名出席、本部大和書記長列席

協 議

- 1・岩尾副支部長舊冬來病氣臥床重態見舞の件及同氏の事務の代行として當分早良俊夫幹事を煩はす事申合はせ早良氏の承認を得た。
- 2・支部より選出する評議員と本部理事を別項の如く決定、總會に承認を得る事にした。

3・會費集金を支部で取扱ふ事を協議し方法を検討する事とした。

4・事業計畫を協議した。開催に先立ち大和書記長より今日迄の會の動勢を別記の通り報告した。

註 閉會後桑田、中島、瀧澤、早良氏等と大和書記長打連れ、岩尾副支部長宅を訪れ親しく病床に見舞つた。

◇ 三月十一日（金）一時三十分～四時二十分
於竹中工務店樓上・桑田副支部長、松浦、早良山ノ内幹事及大和書記長列席

協 議

- 1・集金の件、三月決算に直面し敢て支部責任上、出来る限り市内を廻る事とし早良幹事及高見氏を煩はして集金中の事を承認求め旁々報告、今後協力を申合はせた。
- 2・會計事務を協力して行ふ事を申合はせ、早良氏外、三氏共同責任とし今後會合毎に報告する事を申合せた。
- 3・松浦勇太郎氏を二十四年度副支部長兼理事たる事を再確認した。
- 4・本部よりの提案に係る雑誌編集を六月に神戸版とする事として大和書記長と打合せした。
- 5・建築便覧の残務整理を三月末日迄に取急ぎなす事を申合はせた。
- 6・本部で運動中の住宅金庫設置問題に共鳴し近く地元有志を叫合して座談會を開き意見を纏める事を協議した。其際は本部より井上副會長、中澤理事出席を煩はす事に申合せた。
- 7・工事請負規定（現行のもの）分頒方本部よりの申出を承認して宣傳する事とした。其他事業計畫や今後の方針、運営問題等意見開陳したが出席者多數の時、再協議する事として散會した。

☆

☆

★

☆

★

編集後記

本年第三號として本誌を御送りします。前號後記にて報告致しました、『建築と工藝』の特輯は執筆者の御都合で、特輯號として御送り出来なかつたのは遺憾に思っております。其の代りとして上記表題に幾分關係ある法隆寺問題を取り上げ、各著名先生よりの玉稿を得、本號を飾り得ました事を喜んでおります。

尙會員諸賢よりも續々と玉稿を頂き、何れを載せようかと其の選擇に嬉しい悲鳴をあげております。御寄稿賜つた玉稿も、紙数の都合上本誌にのせられなかつたものもありますが、逐次のせてゆく積りにおります故何卒御諒承下さる様御願します。尙今後共ごしどし御寄稿賜らん事を望みます

今日迄の本誌は材料その他の事はあまり載せておりませんでした、本誌の表題の示す通り一般社會層にも浸透してゆく爲、凡ゆる角度より又凡ゆる面からも、記事を蒐集してより一層充實したものにすべく編集子一同張切つて努力致しております故、讀者諸賢におかれても何卒御鞭撻御指導賜らん事を御願します。

待望の第三種郵便物も去る三月十九日認可になり、編集事務も愈々多忙に迫られて参りましたが毎號期日迄には發行すべく計畫を立て、既に四月號、五月號の發行準備も整つて参りましたので今後は早く御手許に配付出来得るものと確信致しております。(K生)

編集室便り

1.本號編集に當つて、柳宗悦、式場隆三郎、今和次郎の三先生に玉稿御願致しましたが、御時間の都合で執筆して頂けなかつたのは残念でしたが、次の機会を見て興味ある記事を御願する事に致しました。其代りとしては語弊がありますが、遅まき乍ら法隆寺問題を取り上げ、斯界權威の諸先生の玉稿を得、本號を飾つた事を嬉しく存じております。短時日に御督促申し上げた事を執筆して頂きました諸先生に紙上より御詫びと共に厚く御禮申し上げます。

1.本誌2號に掲載致しました會員川村統之氏寄稿の「釘に関する資料」は多大の御好評を賜りました事は、讀者諸賢に幾分か寄與せしものと存じ、筆者共に大いに嬉しく感謝致しております。

尙今後も斯る資料を逐次本誌に掲載してゆく積りにて川村氏よりも新に參考資料の寄稿もあり必ずや諸賢の御期待に副ひ得る事と推察致しております。

1.渡部圭吾著「建築工事と施工技術者」頒布方前號紙上に公告致しました處多數の御申込みを頂きましたが、配本僅少の爲未だ一部の方のみにしか御渡しておりませぬが、此度漸く到着致しましたので御希望の方は至急御申込み下さい。

1.次號四月號は建築材料特輯號として、建材業者の方に集つて頂き座談會を開き、種々興味ある事を話して頂き、其の記録を主として掲載する事に成り、目下印刷準備に取掛つております。

1.此度待望の第三種郵便が認可になりましたので、當編集部としても今迄は發行期日に遅れ勝ちにて讀者諸賢にも申譯なく思つておりますが、次號よりは編集、印刷にスピードをかけ、必ず二十日過ぎには發行致す可く努力を續ける積りにおります。

青 寫 眞

水銀燈焼付

堂ビル前西入
天満公共職業安定所前

堂島青寫眞工業所

電話福島④3375番

建築と社會

第30輯 第3號

定価1冊金40圓(送料共)

昭和24年3月20日印刷・昭和24年3月25日發行

編集發行人 戸 川 弘
發行所 社團 日本建築協會
大阪市北區中ノ島3ノ3朝日ビル
電話 { 土佐堀 ④1836・8631番
北 濱 ③1334~9番
振替口座大阪39975番

大阪市東區北濱三丁目七
印刷人 井 上 聖
大阪市東區北濱三丁目七
印刷所 兒島印刷株式會社

●第三〇集 第三号 掲載広告一覽(掲載順)

日東鑿泉工業所
日本鑿泉探鉱
二和産業
日本サツシュ
池上建築事務所
八木工務店
日東工務店
大阪山本組
浪花組
長谷川組
尾崎工務店
都建設工業
田辺工業
大阪電気商会
大阪暖房商会
旭電業
共立電気工事
火曜会
桐田商会
西原衛生工業所
畠山工業
清水工業所

斎藤久孝
三晃商会
大洋工業
横山工業
大阪城口研究所
新高砂商会
保坂工業所
建材社
須賀工業
三光建設興業
鼎直一商店
報国工業
内外アスベスト
関城化学工業所
林塗装店
辰己吉商店
大阪新興商会
鈴木工務所
明正社
大阪パッキング製造所
日本不燃板工業
興亜建材工業所

日本断熱工業
樫野工業
和泉石灰建材
ナニワ瓦
神治屋本店
平田タイル
⊕タイル営業所
三幸商会
三高製作所
オリエンタルメタル製造
満点製作所
大阪サツシュ製造所
東洋建鉄
鈴木シヤタア
室谷商店
大興建材
ライトトラバー興業
亀井
中川ラス製作所
土建材工協会
清光産業
勢山竹材店
濱田竹材店
天王寺木工

くろふね工芸社
木下謹三商店
大阪植木
関西植木
吉川時松商店
日新建材
岩元工業
西林石材工業
ベニヤ商会
東洋陶器
東洋瓦産業
奥村重兵衛商店
河津裝飾
山本窯業
竹林塗装工業
玉置孝太郎商店
やよいスレート
大阪城口研究所
日垣本社
村田硝子店
大阪スレート興業
大阪窯業セメント